

旧	新	備考(変更理由)
<p style="text-align: center;"></p> <p style="text-align: center;"><u>Fiimo モバイル通信サービス契約約款</u></p> <p style="text-align: center;">2021年7月30日</p> <p style="text-align: center;"><u>株式会社 STNet</u></p>	<p style="text-align: center;"></p> <p style="text-align: center;"><u>Fiimo モバイル通信サービス契約約款</u></p> <p style="text-align: center;"><u>2021年12月1日</u></p> <p style="text-align: center;"><u>株式会社 STNet</u></p>	<p style="text-align: center;">適用日の変更</p>

モバイル通信サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)																																																												
<h2 style="margin: 0;">第1章 総則</h2> <p>(用語の定義) 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">用 語</th> <th style="width: 85%;">用 語 の 意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 電気通信設備</td> <td>電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電气的設備</td> </tr> <tr> <td>2 電気通信サービス</td> <td>電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること</td> </tr> <tr> <td>3 電気通信回線設備</td> <td>送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備ならびにこれらの付属設備</td> </tr> <tr> <td>4 通話</td> <td>おおむね3キロヘルツの帯域の音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、または受ける通信</td> </tr> <tr> <td>5 データ通信</td> <td>電気通信回線を通じてパケット交換方式によりデータを送り、または受ける通信</td> </tr> <tr> <td>6 電話網</td> <td>主として通話の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備</td> </tr> <tr> <td>7 データ通信網</td> <td>データ通信の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備</td> </tr> <tr> <td>8 Fiimo モバイル通信サービス</td> <td>特定携帯電話事業者が提供する電気通信サービスを使用して当社が提供する電気通信サービスで、「Fiimo IoT SIMに係るもの」と「それ以外のもの」からなる</td> </tr> <tr> <td>9 Fiimo モバイル通信サービス取扱所</td> <td>Fiimo モバイル通信サービスに関する業務を行う事業所</td> </tr> <tr> <td>10 本契約</td> <td>当社から Fiimo モバイル通信サービスの提供を受けるための契約</td> </tr> <tr> <td>11 本契約者</td> <td>当社と本契約を締結している者</td> </tr> <tr> <td>12 特定携帯電話事業者</td> <td>KDDI 株式会社、沖縄セルラー電話株式会社および株式会社NTTドコモ</td> </tr> <tr> <td>13 協定事業者</td> <td>当社または特定携帯電話事業者と相互接続協定を締結している電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けたものまたは事業法第16条第1項の届出をしたものをいいます。以下同じとします。）</td> </tr> <tr> <td>14 外国事業者</td> <td>特定携帯電話事業者（KDDI 株式会社および株式会社NTTドコモに限ります。）と国際ローミング協定（事業法第40条に定める外国政府等との協定等の認可を得て、特定携帯電話事業者（KDDI 株式会社および株式会社NTTドコモに限ります。）が外国の事業者との間で相互の電気通信サービスの提供に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）を締結している外国の事業者</td> </tr> </tbody> </table>	用 語	用 語 の 意 味	1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電气的設備	2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること	3 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備ならびにこれらの付属設備	4 通話	おおむね3キロヘルツの帯域の音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、または受ける通信	5 データ通信	電気通信回線を通じてパケット交換方式によりデータを送り、または受ける通信	6 電話網	主として通話の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備	7 データ通信網	データ通信の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備	8 Fiimo モバイル通信サービス	特定携帯電話事業者が提供する電気通信サービスを使用して当社が提供する電気通信サービスで、「Fiimo IoT SIMに係るもの」と「それ以外のもの」からなる	9 Fiimo モバイル通信サービス取扱所	Fiimo モバイル通信サービスに関する業務を行う事業所	10 本契約	当社から Fiimo モバイル通信サービスの提供を受けるための契約	11 本契約者	当社と本契約を締結している者	12 特定携帯電話事業者	KDDI 株式会社、沖縄セルラー電話株式会社および株式会社NTTドコモ	13 協定事業者	当社または特定携帯電話事業者と相互接続協定を締結している電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けたものまたは事業法第16条第1項の届出をしたものをいいます。以下同じとします。）	14 外国事業者	特定携帯電話事業者（KDDI 株式会社および株式会社NTTドコモに限ります。）と国際ローミング協定（事業法第40条に定める外国政府等との協定等の認可を得て、特定携帯電話事業者（KDDI 株式会社および株式会社NTTドコモに限ります。）が外国の事業者との間で相互の電気通信サービスの提供に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）を締結している外国の事業者	<h2 style="margin: 0;">第1章 総則</h2> <p>(用語の定義) 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">用 語</th> <th style="width: 85%;">用 語 の 意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 電気通信設備</td> <td>電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電气的設備</td> </tr> <tr> <td>2 電気通信サービス</td> <td>電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること</td> </tr> <tr> <td>3 電気通信回線設備</td> <td>送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備ならびにこれらの付属設備</td> </tr> <tr> <td>4 通話</td> <td>おおむね3キロヘルツの帯域の音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、または受ける通信</td> </tr> <tr> <td>5 データ通信</td> <td>電気通信回線を通じてパケット交換方式によりデータを送り、または受ける通信</td> </tr> <tr> <td>6 電話網</td> <td>主として通話の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備</td> </tr> <tr> <td>7 データ通信網</td> <td>データ通信の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備</td> </tr> <tr> <td>8 Fiimo モバイル通信サービス</td> <td>特定携帯電話事業者が提供する電気通信サービスを使用して当社が提供する電気通信サービスで、「Fiimo IoT SIMに係るもの」と「それ以外のもの」からなる</td> </tr> <tr> <td>9 Fiimo モバイル通信サービス取扱所</td> <td>Fiimo モバイル通信サービスに関する業務を行う事業所</td> </tr> <tr> <td>10 本契約</td> <td>当社から Fiimo モバイル通信サービスの提供を受けるための契約</td> </tr> <tr> <td>11 本契約者</td> <td>当社と本契約を締結している者</td> </tr> <tr> <td>12 特定携帯電話事業者</td> <td>KDDI 株式会社、沖縄セルラー電話株式会社、<u>株式会社NTTドコモおよびソフトバンク株式会社</u></td> </tr> <tr> <td>13 協定事業者</td> <td>当社または特定携帯電話事業者と相互接続協定を締結している電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けたものまたは事業法第16条第1項の届出をしたものをいいます。以下同じとします。）</td> </tr> <tr> <td>14 外国事業者</td> <td>特定携帯電話事業者（KDDI 株式会社および株式会社NTTドコモに限ります。）と国際ローミング協定（事業法第40条に定める外国政府等との協定等の認可を得て、特定携帯電話事業者（KDDI 株式会社および株式会社NTTドコモに限ります。）が外国の事業者との間で相互の電気通信サービスの提供に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）を締結している外国の事業者</td> </tr> </tbody> </table>	用 語	用 語 の 意 味	1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電气的設備	2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること	3 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備ならびにこれらの付属設備	4 通話	おおむね3キロヘルツの帯域の音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、または受ける通信	5 データ通信	電気通信回線を通じてパケット交換方式によりデータを送り、または受ける通信	6 電話網	主として通話の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備	7 データ通信網	データ通信の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備	8 Fiimo モバイル通信サービス	特定携帯電話事業者が提供する電気通信サービスを使用して当社が提供する電気通信サービスで、「Fiimo IoT SIMに係るもの」と「それ以外のもの」からなる	9 Fiimo モバイル通信サービス取扱所	Fiimo モバイル通信サービスに関する業務を行う事業所	10 本契約	当社から Fiimo モバイル通信サービスの提供を受けるための契約	11 本契約者	当社と本契約を締結している者	12 特定携帯電話事業者	KDDI 株式会社、沖縄セルラー電話株式会社、 <u>株式会社NTTドコモおよびソフトバンク株式会社</u>	13 協定事業者	当社または特定携帯電話事業者と相互接続協定を締結している電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けたものまたは事業法第16条第1項の届出をしたものをいいます。以下同じとします。）	14 外国事業者	特定携帯電話事業者（KDDI 株式会社および株式会社NTTドコモに限ります。）と国際ローミング協定（事業法第40条に定める外国政府等との協定等の認可を得て、特定携帯電話事業者（KDDI 株式会社および株式会社NTTドコモに限ります。）が外国の事業者との間で相互の電気通信サービスの提供に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）を締結している外国の事業者	<p>ソフトバンク株式会社の記載を追加</p>
用 語	用 語 の 意 味																																																													
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電气的設備																																																													
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること																																																													
3 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備ならびにこれらの付属設備																																																													
4 通話	おおむね3キロヘルツの帯域の音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、または受ける通信																																																													
5 データ通信	電気通信回線を通じてパケット交換方式によりデータを送り、または受ける通信																																																													
6 電話網	主として通話の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備																																																													
7 データ通信網	データ通信の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備																																																													
8 Fiimo モバイル通信サービス	特定携帯電話事業者が提供する電気通信サービスを使用して当社が提供する電気通信サービスで、「Fiimo IoT SIMに係るもの」と「それ以外のもの」からなる																																																													
9 Fiimo モバイル通信サービス取扱所	Fiimo モバイル通信サービスに関する業務を行う事業所																																																													
10 本契約	当社から Fiimo モバイル通信サービスの提供を受けるための契約																																																													
11 本契約者	当社と本契約を締結している者																																																													
12 特定携帯電話事業者	KDDI 株式会社、沖縄セルラー電話株式会社および株式会社NTTドコモ																																																													
13 協定事業者	当社または特定携帯電話事業者と相互接続協定を締結している電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けたものまたは事業法第16条第1項の届出をしたものをいいます。以下同じとします。）																																																													
14 外国事業者	特定携帯電話事業者（KDDI 株式会社および株式会社NTTドコモに限ります。）と国際ローミング協定（事業法第40条に定める外国政府等との協定等の認可を得て、特定携帯電話事業者（KDDI 株式会社および株式会社NTTドコモに限ります。）が外国の事業者との間で相互の電気通信サービスの提供に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）を締結している外国の事業者																																																													
用 語	用 語 の 意 味																																																													
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電气的設備																																																													
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること																																																													
3 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備ならびにこれらの付属設備																																																													
4 通話	おおむね3キロヘルツの帯域の音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、または受ける通信																																																													
5 データ通信	電気通信回線を通じてパケット交換方式によりデータを送り、または受ける通信																																																													
6 電話網	主として通話の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備																																																													
7 データ通信網	データ通信の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備																																																													
8 Fiimo モバイル通信サービス	特定携帯電話事業者が提供する電気通信サービスを使用して当社が提供する電気通信サービスで、「Fiimo IoT SIMに係るもの」と「それ以外のもの」からなる																																																													
9 Fiimo モバイル通信サービス取扱所	Fiimo モバイル通信サービスに関する業務を行う事業所																																																													
10 本契約	当社から Fiimo モバイル通信サービスの提供を受けるための契約																																																													
11 本契約者	当社と本契約を締結している者																																																													
12 特定携帯電話事業者	KDDI 株式会社、沖縄セルラー電話株式会社、 <u>株式会社NTTドコモおよびソフトバンク株式会社</u>																																																													
13 協定事業者	当社または特定携帯電話事業者と相互接続協定を締結している電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けたものまたは事業法第16条第1項の届出をしたものをいいます。以下同じとします。）																																																													
14 外国事業者	特定携帯電話事業者（KDDI 株式会社および株式会社NTTドコモに限ります。）と国際ローミング協定（事業法第40条に定める外国政府等との協定等の認可を得て、特定携帯電話事業者（KDDI 株式会社および株式会社NTTドコモに限ります。）が外国の事業者との間で相互の電気通信サービスの提供に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）を締結している外国の事業者																																																													

モバイル通信サービス契約約款 新旧対照表

旧		新		備考(変更理由)
26 ドコモ 5G 通信サービス	特定携帯電話事業者(株式会社NTTドコモに限ります。)のドコモ(5G)約款に定めるドコモ 5G 通信サービス	26 ドコモ 5G 通信サービス	特定携帯電話事業者(株式会社NTTドコモに限ります。)のドコモ(5G)約款に定めるドコモ 5G 通信サービス	ソフトバンクの記載を追加
27 加入電話サービス	電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)第9条第1号に定める電気通信番号を用いて提供される電気通信サービス(IP電話サービスを除きます。)	27 3G 通信サービス約款	特定携帯電話事業者(ソフトバンク株式会社に限ります。)のソフトバンク 3G 通信サービス契約約款	
28 IP電話サービス	電気通信番号規則第9条第1号または第10条第2号に定める電気通信番号を用いて、端末系伝送路設備(事業法施行規則に定める端末系伝送路設備をいいます。)においてインターネットプロトコルにより提供される電気通信サービス(本条第54項に定めるものを除きます。)	28 4G 通信サービス約款	特定携帯電話事業者(ソフトバンク株式会社に限ります。)のソフトバンク 4G 通信サービス契約約款	
29 中継サービス	電気通信番号規則第5条または第10条第3号に定める電気通信番号を用いて提供される電気通信サービス	29 ソフトバンク(5G)約款	特定携帯電話事業者(ソフトバンク株式会社に限ります。)のソフトバンク 5G 通信サービス契約約款	
30 携帯電話サービス	電気通信番号規則第9条第3号に定める電気通信番号を用いて提供される電気通信サービス	30 ソフトバンク 3G 通信サービス	特定携帯電話事業者(ソフトバンク株式会社に限ります。)の3G通信サービス約款に定めるソフトバンク 3G 通信サービス	
31 PHSサービス	電気通信番号規則第9条第4号に定める電気通信番号を用いて提供される電気通信サービス	31 ソフトバンク 4G 通信サービス	特定携帯電話事業者(ソフトバンク株式会社に限ります。)の4G通信サービス約款に定めるソフトバンク 4G 通信サービス	
32 加入電話事業者	特定携帯電話事業者(KDDI株式会社及び株式会社NTTドコモに限ります。)または加入電話サービスを提供する協定事業者	32 ソフトバンク 5G 通信サービス	特定携帯電話事業者(ソフトバンク株式会社に限ります。)の5G通信サービス約款に定めるソフトバンク 5G 通信サービス	
33 IP電話事業者	特定携帯電話事業者(KDDI株式会社及び株式会社NTTドコモに限ります。)またはIP電話サービスを提供する協定事業者	33 加入電話サービス	電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)第9条第1号に定める電気通信番号を用いて提供される電気通信サービス(IP電話サービスを除きます。)	
34 中継事業者	特定携帯電話事業者(KDDI株式会社及び株式会社NTTドコモに限ります。)または中継サービスを提供する協定事業者	34 IP電話サービス	電気通信番号規則第9条第1号または第10条第2号に定める電気通信番号を用いて、端末系伝送路設備(事業法施行規則に定める端末系伝送路設備をいいます。)においてインターネットプロトコルにより提供される電気通信サービス(本条第54項に定めるものを除きます。)	
35 携帯電話事業者	特定携帯電話事業者および携帯電話サービスを提供する協定事業者	35 中継サービス	電気通信番号規則第5条または第10条第3号に定める電気通信番号を用いて提供される電気通信サービス	
36 PHS事業者	PHSサービスを提供する協定事業者	36 携帯電話サービス	電気通信番号規則第9条第3号に定める電気通信番号を用いて提供される電気通信サービス	ソフトバンク株式会社の記載を追加
		37 PHSサービス	電気通信番号規則第9条第4号に定める電気通信番号を用いて提供される電気通信サービス	
		38 加入電話事業者	特定携帯電話事業者(KDDI株式会社、株式会社NTTドコモおよびソフトバンク株式会社に限ります。)または加入電話サービスを提供する協定事業者	
		39 IP電話事業者	特定携帯電話事業者(KDDI株式会社、株式会社NTTドコモおよびソフトバンク株式会社に限ります。)またはIP電話サービスを提供する協定事業者	
		40 中継事業者	特定携帯電話事業者(KDDI株式会社、株式会社NTTドコモおよびソフトバンク株式会社に限ります。)または中継サービスを提供する協定事業者	
		41 携帯電話事業者	特定携帯電話事業者および携帯電話サービスを提供する協定事業者	
		42 PHS事業者	PHSサービスを提供する協定事業者	

モバイル通信サービス契約約款 新旧対照表

旧		新		備考(変更理由)
37 移動無線装置	本契約に基づいて、陸上（河川、湖沼およびわが国の沿岸の海域を含みます。以下同じとします。）において使用される無線送受信装置	43 移動無線装置	本契約に基づいて、陸上（河川、湖沼およびわが国の沿岸の海域を含みます。以下同じとします。）において使用される無線送受信装置	
38 端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）または同一の建物内であるもの	44 端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）または同一の建物内であるもの	
39 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの	45 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの	
40 SMS	端末機器間で契約者識別番号を宛先にして短いテキスト（文字及び絵文字）をやり取りするサービス	46 SMS	端末機器間で契約者識別番号を宛先にして短いテキスト（文字及び絵文字）をやり取りするサービス	
41 SIMカード	契約者識別番号その他の情報を記憶することができるカードであって、当社がFiimo モバイル通信サービスの提供のために契約者に貸与するもの	47 SIMカード	契約者識別番号その他の情報を記憶することができるカードであって、当社がFiimo モバイル通信サービスの提供のために契約者に貸与するもの	
42 au ICカード	SIMカードのうち、当社がFiimo モバイル通信サービス（Aプラン）の提供のために契約者に貸与するもの	48 au ICカード	SIMカードのうち、当社がFiimo モバイル通信サービス（Aプラン）の提供のために契約者に貸与するもの	
43 ドコモUIMカード	SIMカードのうち、当社がFiimo モバイル通信サービス（Dプラン）の提供のために契約者に貸与するもの	49 ドコモUIMカード	SIMカードのうち、当社がFiimo モバイル通信サービス（Dプラン）の提供のために契約者に貸与するもの	
44 端末機器	端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年1月26日総務省令第15号）第3条で定める種類の端末設備の機器	50 ソフトバンクUSIMカード	SIMカードのうち、当社がFiimo モバイル通信サービス（Sプラン）の提供のために契約者に貸与するもの	ソフトバンクUSIMカードの記載を追加
45 当社端末機器	当社が別に定めるところにより売り切りをする端末機器	51 端末機器	端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年1月26日総務省令第15号）第3条で定める種類の端末設備の機器	
46 自営端末機器	当社端末機器以外の端末機器	52 当社端末機器	当社が別に定めるところにより売り切りをする端末機器	
47 契約者回線	本契約に基づいて携帯電話事業者の無線基地局設備と本契約者が指定する移動無線装置 との間に設定される電気通信回線	53 自営端末機器	当社端末機器以外の端末機器	
48 他網契約者回線	Fiimo モバイル通信サービスおよび特定携帯電話事業者のau(LTE)通信サービス、au(5G)通信サービス、ドコモXi通信サービス、ドコモ5G通信サービス以外の電気通信サービスに係る契約者回線（当社、特定携帯電話事業者または協定事業者が必要により設置する電気通信設備を含みます。）であって、WIN契約者回線（特定携帯電話事業者のWIN約款に定める契約者回線をいいます。以下同じとします。）及びFOMA契約者回線以外のもの	54 契約者回線	本契約に基づいて携帯電話事業者の無線基地局設備と本契約者が指定する移動無線装置 との間に設定される電気通信回線	
49 他網公衆電話	特定携帯電話事業者（KDDI株式会社及び株式会社NTTドコモに限りません。）または協定事業者が街頭その他場所に電話機を設置して公衆の利用に供する電気通信サービス	55 他網契約者回線	Fiimo モバイル通信サービス、特定携帯電話事業者のau(LTE)通信サービス、au(5G)通信サービス、ドコモXi通信サービス、ドコモ5G通信サービス、ソフトバンク4G通信サービス、ソフトバンク5G通新サービス以外の電気通信サービスに係る契約者回線（当社、特定携帯電話事業者または協定事業者が必要により設置する電気通信設備を含みます。）であって、WIN契約者回線（特定携帯電話事業者のWIN約款に定める契約者回線をいいます。以下同じとします。）、FOMA契約者回線およびソフトバンク3G通信サービス契約者回線以外のもの	ソフトバンク回線の記載を追加
		56 他網公衆電話	特定携帯電話事業者（KDDI株式会社、株式会社NTTドコモおよびソフトバンク株式会社に限りません。）または協定事業者が街頭その他場所に電話機を設置して公衆の利用に供する電気通信サービス	ソフトバンク株式会社の記載を追加

モバイル通信サービス契約約款 新旧対照表

旧		新		備考(変更理由)	
50 KDDI相互接続点	KDDI株式会社がLTE約款以外の契約約款等(契約約款、料金表その他の電気通信サービスの提供条件を定める契約をいいます。以下同じとします。)により提供する電気通信サービス(a u (WIN)通信サービス、a u (5G)通信サービスを除きます。)に係る電気通信設備とa u (LTE)通信サービスに係る電気通信設備との間の接続点	57 KDDI相互接続点	KDDI株式会社がLTE約款以外の契約約款等(契約約款、料金表その他の電気通信サービスの提供条件を定める契約をいいます。以下同じとします。)により提供する電気通信サービス(a u (WIN)通信サービス、a u (5G)通信サービスを除きます。)に係る電気通信設備とa u (LTE)通信サービスに係る電気通信設備との間の接続点	ソフトバンク相互接続点の記載を追加	
51 NTTドコモ相互接続点	株式会社NTTドコモがXi約款以外の契約約款等(契約約款、料金表その他の電気通信サービスの提供条件を定める契約をいいます。以下同じとします。)により提供する電気通信サービス(ドコモFOMA通信サービス、ドコモ5G通信サービスを除きます。)に係る電気通信設備とドコモXi通信サービスに係る電気通信設備との間の接続点	58 NTTドコモ相互接続点	株式会社NTTドコモがXi約款以外の契約約款等(契約約款、料金表その他の電気通信サービスの提供条件を定める契約をいいます。以下同じとします。)により提供する電気通信サービス(ドコモFOMA通信サービス、ドコモ5G通信サービスを除きます。)に係る電気通信設備とドコモXi通信サービスに係る電気通信設備との間の接続点		
52 他社相互接続点	当社または特定携帯電話事業者(KDDI株式会社及び株式会社NTTドコモに限ります。)と当社以外または特定携帯電話事業者(KDDI株式会社及び株式会社NTTドコモに限ります。)以外の電気通信事業者との間の相互接続協定に基づく相互接続に係る電気通信設備の接続点。	59 ソフトバンク相互接続点	<u>ソフトバンク株式会社が4G通信サービス約款以外の契約約款等(契約約款、料金表その他の電気通信サービスの提供条件を定める契約をいいます。以下同じとします。)により提供する電気通信サービス(ソフトバンク3G通信サービス、ソフトバンク5G通信サービスを除きます。)に係る電気通信設備とソフトバンク4G通信サービスに係る電気通信設備との間の接続点</u>		
53 契約者回線など	(1) 契約者回線および契約者回線にパケット通信網を介して接続される電気通信網であって、当社または協定事業者が必要に応じ設置する電気通信設備 (2) 相互接続点	60 他社相互接続点	当社または特定携帯電話事業者(KDDI株式会社、株式会社NTTドコモおよびソフトバンク株式会社に限ります。)と当社以外または特定携帯電話事業者(KDDI株式会社、株式会社NTTドコモおよびソフトバンク株式会社に限ります。)以外の電気通信事業者との間の相互接続協定に基づく相互接続に係る電気通信設備の接続点。		ソフトバンク株式会社の記載を追加
54 契約者識別番号	電気通信番号規則に規定する電気通信番号または契約者回線を識別するための英字もしくは数字の組み合わせ	61 契約者回線など	(1) 契約者回線および契約者回線にパケット通信網を介して接続される電気通信網であって、当社または協定事業者が必要に応じ設置する電気通信設備 (2) 相互接続点		
55 緊急通報通話	契約者回線(移動無線装置を利用しているものに限ります。)から電気通信番号規則第11条に規定する電気通信番号を用いて行う通話	62 契約者識別番号	電気通信番号規則に規定する電気通信番号または契約者回線を識別するための英字もしくは数字の組み合わせ		
56 有料情報サービス	本サービスを利用することにより有料で情報等の提供を受けることができるサービスであって、当社以外の者が、当社によるその料金等の回収代行について当社の承諾を得たうえで提供するもの	63 緊急通報通話	契約者回線(移動無線装置を利用しているものに限ります。)から電気通信番号規則第11条に規定する電気通信番号を用いて行う通話		
57 特定電気通信サービス	特定携帯電話事業者のLTE約款、a u (5G)約款、Xi約款、およびドコモ(5G)約款に定める特定の電気通信サービスと同様	64 有料情報サービス	本サービスを利用することにより有料で情報等の提供を受けることができるサービスであって、当社以外の者が、当社によるその料金等の回収代行について当社の承諾を得たうえで提供するもの		ソフトバンク通信約款の記載を追加
58 IP-VPN回線	当社がVPN-SIMを利用したデータ通信を提供するために、株式会社ケイ・オブティコムから別途調達して設置するデータ通信網	65 特定電気通信サービス	特定携帯電話事業者のLTE約款、a u (5G)約款、Xi約款、ドコモ(5G)約款、ソフトバンク4G通信サービス約款およびソフトバンク(5G)約款に定める特定の電気通信サービスと同様		
59 VPN-SIM接続回線	VPN-SIMとIP-VPN回線とを接続する電気通信回線	66 IP-VPN回線	当社がVPN-SIMを利用したデータ通信を提供するために、株式会社ケイ・オブティコムから別途調達して設置するデータ通信網		
		67 VPN-SIM接続回線	VPN-SIMとIP-VPN回線とを接続する電気通信回線		

モバイル通信サービス契約約款 新旧対照表

旧		新		備考(変更理由)
60 特定協定事業者	特定携帯電話事業者のLTE約款、au(5G)約款、Xi約款、およびドコモ(5G)約款に定める特定の協定事業者と同様	68 特定協定事業者	特定携帯電話事業者のLTE約款、au(5G)約款、Xi約款、 <u>ドコモ(5G)約款、ソフトバンク4G通信サービス約款およびソフトバンク(5G)約款</u> に定める特定の協定事業者と同様	ソフトバンク通信約款の記載を追加
61 電話番号案内事業者	特定携帯電話事業者のLTE約款、au(5G)約款、Xi約款、ドコモ(5G)約款に定める電話番号案内事業者と同様	69 電話番号案内事業者	特定携帯電話事業者のLTE約款、au(5G)約款、Xi約款、ドコモ(5G)約款、 <u>ソフトバンク4G通信サービス約款およびソフトバンク(5G)約款</u> に定める電話番号案内事業者と同様	
62 料金月	1の暦月の起算日(当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの間	70 料金月	1の暦月の起算日(当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの間	
63 ユニバーサルサービス料	事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務に係る交付金および負担金算定等規則(平成14年6月19日総務省令第64号)により算出された額に基づいて、当社が定める料金	71 ユニバーサルサービス料	事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務に係る交付金および負担金算定等規則(平成14年6月19日総務省令第64号)により算出された額に基づいて、当社が定める料金	
64 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額	72 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額	
65 フィルタリングサービス	本契約者の請求に基づき、青少年の育成のために不適切と判断される情報等を遮断するサービス	73 フィルタリングサービス	本契約者の請求に基づき、青少年の育成のために不適切と判断される情報等を遮断するサービス	
66 5G通信サービス	特定携帯電話事業者が提供する5G通信網を利用した電気通信サービスを使用して当社が提供する電気通信サービス	74 5G通信サービス	特定携帯電話事業者が提供する5G通信網を利用した電気通信サービスを使用して当社が提供する電気通信サービス	

旧	新	備考(変更理由)
<p style="text-align: center;">第6章 SIMカードの貸与等</p> <p>(SIMカードの情報消去および返還)</p> <p>第24条 当社は、次の場合には、当社の本契約者に貸与するSIMカードに登録された契約者識別番号その他の情報を、当社が別に定める方法により消去します。</p> <p>(1) そのSIMカードの貸与に係る本契約の解除があったとき。</p> <p>(2) その他、SIMカードを利用しなくなったとき。</p> <p>2 当社のau ICカードの貸与を受けている本契約者は、前項の各号に該当する場合、当社の指示に従ってそのau ICカードに切れ込みを入れ、これを破棄していただきます。</p> <p>3 前項の規定によるほか、第22条(SIMカードの貸与)第2項の規定により、当社がau ICカードの変更を行った場合、本契約者は、変更前のau ICカードに切り込みを入れ、これを破棄していただきます。</p> <p>4 当社のドコモUIMカードの貸与を受けている本契約者は、第1項の各号に該当する場合、そのドコモUIMカードを当社が別に定める方法により、当社が指定するFiimoモバイル通信サービス取扱所へ速やかに返還していただきます。</p> <p>5 前項の規定によるほか、第22条(SIMカードの貸与)第2項の規定により、当社がドコモUIMカードの変更を行った場合、本契約者は、変更前のドコモUIMカードを返還するものとします。</p>	<p style="text-align: center;">第6章 SIMカードの貸与等</p> <p>(SIMカードの情報消去および返還)</p> <p>第24条 当社は、次の場合には、当社の本契約者に貸与するSIMカードに登録された契約者識別番号その他の情報を、当社が別に定める方法により消去します。</p> <p>(1) そのSIMカードの貸与に係る本契約の解除があったとき。</p> <p>(2) その他、SIMカードを利用しなくなったとき。</p> <p>2 当社のau ICカード<u>またはソフトバンクUSIMカード</u>の貸与を受けている本契約者は、前項の各号に該当する場合、当社の指示に従ってそのau ICカード<u>またはソフトバンクUSIMカード</u>に切れ込みを入れ、これを破棄していただきます。</p> <p>3 前項の規定によるほか、第22条(SIMカードの貸与)第2項の規定により、当社がau ICカード<u>またはソフトバンクUSIMカード</u>の変更を行った場合、本契約者は、変更前のau ICカード<u>またはソフトバンクUSIMカード</u>に切り込みを入れ、これを破棄していただきます。</p> <p>4 当社のドコモUIMカードの貸与を受けている本契約者は、第1項の各号に該当する場合、そのドコモUIMカードを当社が別に定める方法により、当社が指定するFiimoモバイル通信サービス取扱所へ速やかに返還していただきます。</p> <p>5 前項の規定によるほか、第22条(SIMカードの貸与)第2項の規定により、当社がドコモUIMカードの変更を行った場合、本契約者は、変更前のドコモUIMカードを返還するものとします。</p>	<p>ソフトバンクUSIMカードの記載を追加</p>

モバイル通信サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備 考 (変更理由)																								
<h2 style="margin: 0;">第9章 通信</h2> <p>(通信の種類)</p> <p>第32条 通信には、次の種類があります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種類</th> <th style="width: 85%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 一般通信</td> <td>2以外の通信</td> </tr> <tr> <td>2 相互接続通信</td> <td>相互接続点との間の通信</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 契約者回線からの通話は、次のとおり区別します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種類</th> <th style="width: 85%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 通常通話</td> <td>2以外の通信</td> </tr> <tr> <td>2 国際通話</td> <td>Fiimoモバイル通信サービスを使用して本邦と外国(当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯電話(以下「特定衛星携帯電話」といいます。以下同じとします。))およびインマルサットシステム移動地球局(海事衛星通信を取扱う船舶に設置した地球局および可搬型地球局をいいます。以下同じとします。))を含みます。以下同じとします。)との間で行う通話</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 国際通話は、Fiimoモバイル通信サービス(音声&データ通信タイプに限ります。)の本契約者回線からの通話に限り行うことができます。</p>	種類	内容	1 一般通信	2以外の通信	2 相互接続通信	相互接続点との間の通信	種類	内容	1 通常通話	2以外の通信	2 国際通話	Fiimoモバイル通信サービスを使用して本邦と外国(当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯電話(以下「特定衛星携帯電話」といいます。以下同じとします。))およびインマルサットシステム移動地球局(海事衛星通信を取扱う船舶に設置した地球局および可搬型地球局をいいます。以下同じとします。))を含みます。以下同じとします。)との間で行う通話	<h2 style="margin: 0;">第9章 通信</h2> <p>(通信の種類)</p> <p>第32条 通信には、次の種類があります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種類</th> <th style="width: 85%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 一般通信</td> <td>2以外の通信</td> </tr> <tr> <td>2 相互接続通信</td> <td>相互接続点との間の通信</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 契約者回線からの通話は、次のとおり区別します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種類</th> <th style="width: 85%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 通常通話</td> <td>2以外の通信</td> </tr> <tr> <td>2 国際通話</td> <td>Fiimoモバイル通信サービスを使用して本邦と外国(当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯電話(以下「特定衛星携帯電話」といいます。以下同じとします。))およびインマルサットシステム移動地球局(海事衛星通信を取扱う船舶に設置した地球局および可搬型地球局をいいます。以下同じとします。))を含みます。以下同じとします。)との間で行う通話</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 契約者回線からの通話は、<u>国際通話、フリーダイヤル(0120,0800など)、ナビダイヤル(0570)、各種有料サービス(0990など)、3桁特番(110,119,104など)、Fiimoおトクでんわ(0037-692)、特定のプレフィックス番号を付与、各種操作用特番(留守番電話・転送電話等)を除き、発信時に0077-501(以下、プレフィックス番号)を自動付与します。</u></p> <p>4 国際通話は、Fiimoモバイル通信サービス(音声&データ通信タイプに限ります。)の本契約者回線からの通話に限り行うことができます。</p>	種類	内容	1 一般通信	2以外の通信	2 相互接続通信	相互接続点との間の通信	種類	内容	1 通常通話	2以外の通信	2 国際通話	Fiimoモバイル通信サービスを使用して本邦と外国(当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯電話(以下「特定衛星携帯電話」といいます。以下同じとします。))およびインマルサットシステム移動地球局(海事衛星通信を取扱う船舶に設置した地球局および可搬型地球局をいいます。以下同じとします。))を含みます。以下同じとします。)との間で行う通話	<p>オートプレフィックスに係る記載を追加</p>
種類	内容																									
1 一般通信	2以外の通信																									
2 相互接続通信	相互接続点との間の通信																									
種類	内容																									
1 通常通話	2以外の通信																									
2 国際通話	Fiimoモバイル通信サービスを使用して本邦と外国(当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯電話(以下「特定衛星携帯電話」といいます。以下同じとします。))およびインマルサットシステム移動地球局(海事衛星通信を取扱う船舶に設置した地球局および可搬型地球局をいいます。以下同じとします。))を含みます。以下同じとします。)との間で行う通話																									
種類	内容																									
1 一般通信	2以外の通信																									
2 相互接続通信	相互接続点との間の通信																									
種類	内容																									
1 通常通話	2以外の通信																									
2 国際通話	Fiimoモバイル通信サービスを使用して本邦と外国(当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯電話(以下「特定衛星携帯電話」といいます。以下同じとします。))およびインマルサットシステム移動地球局(海事衛星通信を取扱う船舶に設置した地球局および可搬型地球局をいいます。以下同じとします。))を含みます。以下同じとします。)との間で行う通話																									

モバイル通信サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
<p style="text-align: center;">第9章 通信</p> <p>(相互接続に伴う通信) 第34条 KDD I 相互接続点及びNTTドコモ相互接続点との間の通信は、特定携帯電話事業者（KDD I 株式会社及び株式会社NTTドコモに限ります。）が定めた通信に限り行うことができます。 2 他社相互接続点との間の通信は、相互接続協定などに基づき当社または特定携帯電話事業者（KDD I 株式会社及び株式会社NTTドコモに限ります。）が定めた通信に限り行うことができます。 3 相互接続協定に基づく相互接続の一時停止もしくは相互接続協定の解除または協定事業者における電気通信事業の休止の場合は、その協定事業者に係る他網相互接続通信（この約款で提供するFiimoモバイル通信サービス以外の電気通信サービスに係る電気通信設備における通信をいいます。以下同じとします。）を行うことはできません。</p> <p>(国際通話の取扱い) 第35条 国際通話は、本邦発信の自動通話（通話の相手先までの接続が、交換取扱者を介さずに発信者のダイヤル操作により自動的に行われる通話をいいます。）に限り行うことができます。 2 当社は、本契約者から請求があったときは、国際通話利用規制（その契約者回線から国際通話を行うことができないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。</p>	<p style="text-align: center;">第9章 通信</p> <p>(相互接続に伴う通信) 第34条 KDD I 相互接続点、<u>NTTドコモ相互接続点およびソフトバンク相互接続点</u>との間の通信は、特定携帯電話事業者（KDD I 株式会社、<u>株式会社NTTドコモおよびソフトバンク株式会社</u>に限ります。）が定めた通信に限り行うことができます。 2 他社相互接続点との間の通信は、相互接続協定などに基づき当社または特定携帯電話事業者（KDD I 株式会社、<u>株式会社NTTドコモおよびソフトバンク株式会社</u>に限ります。）が定めた通信に限り行うことができます。 3 相互接続協定に基づく相互接続の一時停止もしくは相互接続協定の解除または協定事業者における電気通信事業の休止の場合は、その協定事業者に係る他網相互接続通信（この約款で提供するFiimoモバイル通信サービス以外の電気通信サービスに係る電気通信設備における通信をいいます。以下同じとします。）を行うことはできません。</p> <p>(国際通話の取扱い) 第35条 国際通話は、本邦発信の自動通話（通話の相手先までの接続が、交換取扱者を介さずに発信者のダイヤル操作により自動的に行われる通話をいいます。）に限り行うことができます。 2 当社は、<u>契約者回線がSプランである場合を除き</u>、本契約者から請求があったときは、国際通話利用規制（その契約者回線から国際通話を行うことができないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。</p>	<p>ソフトバンク相互接続点の記載を追加</p> <p>Sプランの記載を追加</p>

モバイル通信サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)																
<p style="text-align: center;">第 1 1 章 保守</p> <p>(修理又は復旧の順位) 第 5 5 条 当社は、当社の設置した設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第 3 7 条 (利用の制限) の規定により優先的に取り扱われる Fiimo モバイルサービスの利用を確保するため、次の順位に従ってその設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第 1 順位及び第 2 順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りします。</p> <table border="1" data-bbox="124 579 1305 1224"> <thead> <tr> <th>順位</th> <th>修理又は復旧する設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>ガスの供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記 2 4 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの (第 1 順位となるものを除きます。)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>第 1 順位及び第 2 順位に該当しないもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 特定携帯電話事業者の電気通信設備が故障し、または滅失した場合の修理または復旧の取り扱いについては、特定携帯電話事業者の LTE 約款、au (5G) 約款、Xi 約款、ドコモ (5G) 約款に準ずるものとします。</p> <p>3 当社は、当社又は特定携帯電話事業者の電気通信設備を修理又は復旧するときは、暫定的にその契約者識別番号を変更することがあります。</p>	順位	修理又は復旧する設備	1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの	2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記 2 4 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの (第 1 順位となるものを除きます。)	3	第 1 順位及び第 2 順位に該当しないもの	<p style="text-align: center;">第 1 1 章 保守</p> <p>(修理又は復旧の順位) 第 5 5 条 当社は、当社の設置した設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第 3 7 条 (利用の制限) の規定により優先的に取り扱われる Fiimo モバイルサービスの利用を確保するため、次の順位に従ってその設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第 1 順位及び第 2 順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りします。</p> <table border="1" data-bbox="1368 579 2549 1224"> <thead> <tr> <th>順位</th> <th>修理又は復旧する設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>ガスの供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記 2 4 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの (第 1 順位となるものを除きます。)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>第 1 順位及び第 2 順位に該当しないもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 特定携帯電話事業者の電気通信設備が故障し、または滅失した場合の修理または復旧の取り扱いについては、特定携帯電話事業者の LTE 約款、au (5G) 約款、Xi 約款、ドコモ (5G) 約款、<u>3G 通信サービス約款</u>、<u>4G 通信サービス約款</u>またはソフトバンク (5G) 約款に準ずるものとします。</p> <p>3 当社は、当社又は特定携帯電話事業者の電気通信設備を修理又は復旧するときは、暫定的にその契約者識別番号を変更することがあります。</p>	順位	修理又は復旧する設備	1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの	2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記 2 4 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの (第 1 順位となるものを除きます。)	3	第 1 順位及び第 2 順位に該当しないもの	<p>ソフトバンク通信約款の記載を追加</p>
順位	修理又は復旧する設備																	
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの																	
2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記 2 4 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの (第 1 順位となるものを除きます。)																	
3	第 1 順位及び第 2 順位に該当しないもの																	
順位	修理又は復旧する設備																	
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの																	
2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記 2 4 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの (第 1 順位となるものを除きます。)																	
3	第 1 順位及び第 2 順位に該当しないもの																	

モバイル通信サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)																																
<p>第1表 料金</p> <p>第1 利用料金</p> <p>1 2以外のもの</p> <p>1-1 適用</p> <table border="1" data-bbox="264 470 1136 903"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">(1) 種別等 に係る 料金の 適用</td> <td colspan="2">ア Fiimo モバイル通信サービスには次表のとおり提供の形態によるプランがあります。</td> </tr> <tr> <td>プラン</td> <td>内容</td> </tr> <tr> <td>Aプラン</td> <td>KDD I 株式会社の回線を利用した通信サービス</td> </tr> <tr> <td>Dプラン</td> <td>株式会社NTT ドコモの回線を利用した通信サービス</td> </tr> <tr> <td colspan="3">イ Aプラン、Dプランには、それぞれ次のタイプがあります。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容		(1) 種別等 に係る 料金の 適用	ア Fiimo モバイル通信サービスには次表のとおり提供の形態によるプランがあります。		プラン	内容	Aプラン	KDD I 株式会社の回線を利用した通信サービス	Dプラン	株式会社NTT ドコモの回線を利用した通信サービス	イ Aプラン、Dプランには、それぞれ次のタイプがあります。			<p>第1表 料金</p> <p>第1 利用料金</p> <p>1 2以外のもの</p> <p>1-1 適用</p> <table border="1" data-bbox="1501 470 2374 953"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">(1) 種別等 に係る 料金の 適用</td> <td colspan="2">ア Fiimo モバイル通信サービスには次表のとおり提供の形態によるプランがあります。</td> </tr> <tr> <td>プラン</td> <td>内容</td> </tr> <tr> <td>Aプラン</td> <td>KDD I 株式会社の回線を利用した通信サービス</td> </tr> <tr> <td>Dプラン</td> <td>株式会社NTT ドコモの回線を利用した通信サービス</td> </tr> <tr> <td><u>Sプラン</u></td> <td><u>ソフトバンク株式会社の回線を利用した通信サービス</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3">イ Aプラン、Dプラン、<u>Sプラン</u>には、それぞれ次のタイプがあります。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容		(1) 種別等 に係る 料金の 適用	ア Fiimo モバイル通信サービスには次表のとおり提供の形態によるプランがあります。		プラン	内容	Aプラン	KDD I 株式会社の回線を利用した通信サービス	Dプラン	株式会社NTT ドコモの回線を利用した通信サービス	<u>Sプラン</u>	<u>ソフトバンク株式会社の回線を利用した通信サービス</u>	イ Aプラン、Dプラン、 <u>Sプラン</u> には、それぞれ次のタイプがあります。			<p>Sプランの記載を追加</p>
区分	内容																																	
(1) 種別等 に係る 料金の 適用	ア Fiimo モバイル通信サービスには次表のとおり提供の形態によるプランがあります。																																	
	プラン	内容																																
	Aプラン	KDD I 株式会社の回線を利用した通信サービス																																
	Dプラン	株式会社NTT ドコモの回線を利用した通信サービス																																
イ Aプラン、Dプランには、それぞれ次のタイプがあります。																																		
区分	内容																																	
(1) 種別等 に係る 料金の 適用	ア Fiimo モバイル通信サービスには次表のとおり提供の形態によるプランがあります。																																	
	プラン	内容																																
	Aプラン	KDD I 株式会社の回線を利用した通信サービス																																
	Dプラン	株式会社NTT ドコモの回線を利用した通信サービス																																
	<u>Sプラン</u>	<u>ソフトバンク株式会社の回線を利用した通信サービス</u>																																
イ Aプラン、Dプラン、 <u>Sプラン</u> には、それぞれ次のタイプがあります。																																		

モバイル通信サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)												
<p>(4) 特定の契約を条件とする利用料の割引の適用(でんきといっしょ割)</p> <p>ア 特定の契約を条件とする利用料の割引(以下「でんきといっしょ割」といいます。)とは、本契約者(名義が個人のものに限ります。)の住所と同一の場所において四国電力株式会社(以下「四国電力」といいます。)の対象電気プラン(イに定めるものをいいます。)に係る電気供給契約(以下「対象電気契約」といいます。)が存すること、若しくは対象電気契約の申込を行っていることを条件に、Fiimo モバイル通信サービス(Aプラン、Dプランの全てのタイプをいいます。ただし、Fiimo IoT SIMに係るものは除きます。)の利用料[基本額](以下「基本利用料」といいます。)につき、次表に定める額(基本利用料の額が次表に定める額に満たない場合は、その基本利用料の額とします。)の割引を行うことをいいます。</p> <table border="1" data-bbox="587 762 1240 831"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">1 契約者回線等ごとの月額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">割引額</td> <td style="text-align: center;">100 円</td> </tr> </table> <p>イ でんきといっしょ割に係る対象電気プランとは、次のものをいいます。</p> <table border="1" data-bbox="587 926 1240 1031"> <tr> <td style="text-align: center;">対象電気プラン</td> <td>おトクeプラン でんかeプラン でんかeマンションプラン</td> </tr> </table> <p>ウ でんきといっしょ割を選択する本契約者は、対象電気契約に係る四国電力のお客さま識別番号(以下「電力識別番号」といいます。)を申告して、当社にお申込みいただきます。</p> <p>エ 当社は、ウの申込があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 申込時点において対象電気契約若しくは対象電気契約の申込が確認できないとき (イ) でんきといっしょ割の適用対象となる契約者回線の数が6以上となるとき (ウ) 申込のあった本契約者の住所と対象電気契約に係る契約者の住所が異なるとき (エ) 申込のあった本契約者の名義が個人のものでないとき (オ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき <p>オ でんきといっしょ割の計算は、月単位で行います。</p> <p>カ でんきといっしょ割の適用の開始は、ウの申し出を当社が承諾した日を含む月の翌月からとします。</p> <p>キ 当社は、次に該当する場合には、でんきといっしょ割の適用を廃止します。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 本契約者からでんきといっしょ割の適用を廃止する旨の申込があったとき (イ) 毎月15日時点において対象電気契約が終了、若しくは対象電気契約の申込を取り消していることを当社が確認したとき (ウ) 本契約者の地位の継承又は名義変更があったとき (エ) 解約、解除その他理由を問わず本契約が終了したとき (オ) でんきといっしょ割を継続できない事情が生じたとき 	1 契約者回線等ごとの月額		割引額	100 円	対象電気プラン	おトクeプラン でんかeプラン でんかeマンションプラン	<p>(4) 特定の契約を条件とする利用料の割引の適用(でんきといっしょ割)</p> <p>ア 特定の契約を条件とする利用料の割引(以下「でんきといっしょ割」といいます。)とは、本契約者(名義が個人のものに限ります。)の住所と同一の場所において四国電力株式会社(以下「四国電力」といいます。)の対象電気プラン(イに定めるものをいいます。)に係る電気供給契約(以下「対象電気契約」といいます。)が存すること、若しくは対象電気契約の申込を行っていることを条件に、Fiimo モバイル通信サービス(Aプラン、Dプラン、Sプランの全てのタイプをいいます。ただし、Fiimo IoT SIMに係るものは除きます。)の利用料[基本額](以下「基本利用料」といいます。)につき、次表に定める額(基本利用料の額が次表に定める額に満たない場合は、その基本利用料の額とします。)の割引を行うことをいいます。</p> <table border="1" data-bbox="1825 762 2478 831"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">1 契約者回線等ごとの月額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">割引額</td> <td style="text-align: center;">100 円</td> </tr> </table> <p>イ でんきといっしょ割に係る対象電気プランとは、次のものをいいます。</p> <table border="1" data-bbox="1825 926 2478 1031"> <tr> <td style="text-align: center;">対象電気プラン</td> <td>おトクeプラン でんかeプラン でんかeマンションプラン</td> </tr> </table> <p>ウ でんきといっしょ割を選択する本契約者は、対象電気契約に係る四国電力のお客さま識別番号(以下「電力識別番号」といいます。)を申告して、当社にお申込みいただきます。</p> <p>エ 当社は、ウの申込があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 申込時点において対象電気契約若しくは対象電気契約の申込が確認できないとき (イ) でんきといっしょ割の適用対象となる契約者回線の数が6以上となるとき (ウ) 申込のあった本契約者の住所と対象電気契約に係る契約者の住所が異なるとき (エ) 申込のあった本契約者の名義が個人のものでないとき (オ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき <p>オ でんきといっしょ割の計算は、月単位で行います。</p> <p>カ でんきといっしょ割の適用の開始は、ウの申し出を当社が承諾した日を含む月の翌月からとします。</p> <p>キ 当社は、次に該当する場合には、でんきといっしょ割の適用を廃止します。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 本契約者からでんきといっしょ割の適用を廃止する旨の申込があったとき (イ) 毎月15日時点において対象電気契約が終了、若しくは対象電気契約の申込を取り消していることを当社が確認したとき (ウ) 本契約者の地位の継承又は名義変更があったとき (エ) 解約、解除その他理由を問わず本契約が終了したとき (オ) でんきといっしょ割を継続できない事情が生じたとき 	1 契約者回線等ごとの月額		割引額	100 円	対象電気プラン	おトクeプラン でんかeプラン でんかeマンションプラン	<p>Sプランの記載を追加</p>
1 契約者回線等ごとの月額														
割引額	100 円													
対象電気プラン	おトクeプラン でんかeプラン でんかeマンションプラン													
1 契約者回線等ごとの月額														
割引額	100 円													
対象電気プラン	おトクeプラン でんかeプラン でんかeマンションプラン													

モバイル通信サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)																																										
<p>1-2 料金額(利用料[基本額])</p>	<p>1-2 料金額(利用料[基本額]) <u>(3) Sプラン</u> ア データ通信タイプに係るもの</p> <table border="1" data-bbox="1501 380 2546 684"> <thead> <tr> <th>コース</th> <th>基本データ容量</th> <th>料金額[月額](税込価格)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">月間データ容量 制限コース</td> <td>3GB</td> <td>900円(990円)</td> </tr> <tr> <td>6GB</td> <td>1,300円(1,430円)</td> </tr> <tr> <td>10GB</td> <td>1,600円(1,760円)</td> </tr> <tr> <td>20GB</td> <td>2,000円(2,200円)</td> </tr> <tr> <td>30GB</td> <td>2,400円(2,640円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ データ通信タイプ(SMS機能付き)に係るもの</p> <table border="1" data-bbox="1501 741 2546 1045"> <thead> <tr> <th>コース</th> <th>基本データ容量</th> <th>料金額[月額](税込価格)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">月間データ容量 制限コース</td> <td>3GB</td> <td>1,050円(1,155円)</td> </tr> <tr> <td>6GB</td> <td>1,450円(1,595円)</td> </tr> <tr> <td>10GB</td> <td>1,750円(1,925円)</td> </tr> <tr> <td>20GB</td> <td>2,150円(2,365円)</td> </tr> <tr> <td>30GB</td> <td>2,550円(2,805円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 音声&データ通信タイプに係るもの</p> <table border="1" data-bbox="1501 1102 2546 1407"> <thead> <tr> <th>コース</th> <th>基本データ容量</th> <th>料金額[月額](税込価格)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">月間データ容量 制限コース</td> <td>3GB</td> <td>1,300円(1,430円)</td> </tr> <tr> <td>6GB</td> <td>1,600円(1,760円)</td> </tr> <tr> <td>10GB</td> <td>1,900円(2,090円)</td> </tr> <tr> <td>20GB</td> <td>2,300円(2,530円)</td> </tr> <tr> <td>30GB</td> <td>2,700円(2,970円)</td> </tr> </tbody> </table>	コース	基本データ容量	料金額[月額](税込価格)	月間データ容量 制限コース	3GB	900円(990円)	6GB	1,300円(1,430円)	10GB	1,600円(1,760円)	20GB	2,000円(2,200円)	30GB	2,400円(2,640円)	コース	基本データ容量	料金額[月額](税込価格)	月間データ容量 制限コース	3GB	1,050円(1,155円)	6GB	1,450円(1,595円)	10GB	1,750円(1,925円)	20GB	2,150円(2,365円)	30GB	2,550円(2,805円)	コース	基本データ容量	料金額[月額](税込価格)	月間データ容量 制限コース	3GB	1,300円(1,430円)	6GB	1,600円(1,760円)	10GB	1,900円(2,090円)	20GB	2,300円(2,530円)	30GB	2,700円(2,970円)	<p>Sプランの料金を追加</p>
コース	基本データ容量	料金額[月額](税込価格)																																										
月間データ容量 制限コース	3GB	900円(990円)																																										
	6GB	1,300円(1,430円)																																										
	10GB	1,600円(1,760円)																																										
	20GB	2,000円(2,200円)																																										
	30GB	2,400円(2,640円)																																										
コース	基本データ容量	料金額[月額](税込価格)																																										
月間データ容量 制限コース	3GB	1,050円(1,155円)																																										
	6GB	1,450円(1,595円)																																										
	10GB	1,750円(1,925円)																																										
	20GB	2,150円(2,365円)																																										
	30GB	2,550円(2,805円)																																										
コース	基本データ容量	料金額[月額](税込価格)																																										
月間データ容量 制限コース	3GB	1,300円(1,430円)																																										
	6GB	1,600円(1,760円)																																										
	10GB	1,900円(2,090円)																																										
	20GB	2,300円(2,530円)																																										
	30GB	2,700円(2,970円)																																										

モバイル通信サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)									
<p>2 付加機能の種類等</p>	<p>2 付加機能の種類等</p> <p>(ウ) Sプランに係るもの</p> <p>(1) (2) 以外のもの</p> <table border="1" data-bbox="1469 394 2528 1465"> <thead> <tr> <th data-bbox="1469 394 2142 464">区分</th> <th data-bbox="2142 394 2318 464">単位</th> <th data-bbox="2318 394 2528 464">料金額 [月額] (税込価格)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1469 464 1697 1121">データ容量追加機能</td> <td data-bbox="1697 464 2142 1121">本契約者がその契約者回線を利用して、当社が別に定める通信の帯域の制限を受けずに利用可能なデータ容量を追加する機能をいいます。</td> <td data-bbox="2142 464 2528 1121">100MB ごとに 150 円 (165 円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1469 1121 1697 1465">データ容量繰越機能</td> <td data-bbox="1697 1121 2142 1465">当該料金月に付与されたデータ容量のうち、余った分を翌料金月に繰り越して使用する機能をいいます。</td> <td data-bbox="2142 1121 2528 1465">1 契約ごとに 無料</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>ア 月間データ容量制限コースの契約者回線に限り提供します。 イ 当社が別に定める通信の帯域の制限が 38 条(通信の利用を制限する措置)第 1 項 3 号に規定する制限の場合は、通信の帯域の制限を受けます。 ウ イの場合、データ容量の残量は減算されます。 エ 当社が別に定める通信の場合、データ容量の残量は減算されません。 オ 本機能により追加したデータ容量の使用期限は、本機能の提供を開始した料金月の翌料金月の末日までとします。 カ 本機能により追加したデータ容量の消費順位は、より使用期限の長い他のデータ容量に優先します。 キ 本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。</p>	区分	単位	料金額 [月額] (税込価格)	データ容量追加機能	本契約者がその契約者回線を利用して、当社が別に定める通信の帯域の制限を受けずに利用可能なデータ容量を追加する機能をいいます。	100MB ごとに 150 円 (165 円)	データ容量繰越機能	当該料金月に付与されたデータ容量のうち、余った分を翌料金月に繰り越して使用する機能をいいます。	1 契約ごとに 無料	<p>Sプランに係る記載を追加</p>
区分	単位	料金額 [月額] (税込価格)									
データ容量追加機能	本契約者がその契約者回線を利用して、当社が別に定める通信の帯域の制限を受けずに利用可能なデータ容量を追加する機能をいいます。	100MB ごとに 150 円 (165 円)									
データ容量繰越機能	当該料金月に付与されたデータ容量のうち、余った分を翌料金月に繰り越して使用する機能をいいます。	1 契約ごとに 無料									

モバイル通信サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)																
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1469 283 1697 420">データ容量シェア機能</td> <td data-bbox="1697 283 2142 420">当該料金月のデータ容量のうち前料金月に付与されたデータ容量を、代表契約者の指定する他の本契約者と共有して使用する機能をいいます。</td> <td data-bbox="2142 283 2318 420">1 契約ごとに</td> <td data-bbox="2318 283 2528 420">無料</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1469 420 1697 898">備考</td> <td colspan="3" data-bbox="1697 420 2528 898"> <p>ア 代表契約者とは、本契約者であって、本機能の利用申込時に指定する代表者のことをいいます。</p> <p>イ 本機能を利用するには、共有する他の本契約者の承諾が必要となります。</p> <p>ウ 共有する他の本契約者が、代表契約者と同一の契約者住所である場合に限り提供します。</p> <p>エ 共有できる本契約者（代表契約者を含みます。）の数は、個人の場合は10まで、法人の場合は200までとします。</p> <p>オ 本機能の利用開始の日は、代表契約者が指定する他の本契約者の承諾を受けた翌料金月の起算日からとなります。</p> <p>カ 本機能により共有できるデータ容量の使用期限は、当該料金月の末日までとします。</p> <p>キ 本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1469 898 1697 1161">電子メール機能</td> <td data-bbox="1697 898 2142 1161">Fiimo モバイル通信サービス取扱局に設置される電子メール情報蓄積装置を利用して、電子メールの蓄積、再生または転送などを行う機能および当社が別に定めるウイルスチェック機能をいいます。</td> <td data-bbox="2142 898 2318 1161">1 アドレス</td> <td data-bbox="2318 898 2528 1161">無料</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1469 1161 1697 1911">備考</td> <td colspan="3" data-bbox="1697 1161 2528 1911"> <p>ア 当社は、1の契約者回線につき1のメールアドレスを割当てるものとし、1のメールアドレスに蓄積できる通信の情報量は200MBとします。</p> <p>イ 当社は、本契約に関する技術上または業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、メールアドレスを変更していただくことがあります。この場合、あらかじめそのことを本契約者に通知します。</p> <p>ウ 電子メールを蓄積できる期間は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>エ 本契約者が送信した電子メール（当社以外の者が割当てを行ったメールアドレスを使用するものを含みます。）について、他の電気通信事業者などから異義申し立てがあり、その本契約者からの電子メールの転送機能を継続して行うことについてFiimo モバイル通信サービスの提供に重大な支障があると認められるときは、当社は、その本契約者からの電子メールの転送を停止することがあります。</p> <p>オ 当社は、電子メールの利用に伴い発生する損害（カの規定により現に蓄積している情報の転送の停止もしくは消去または電子メールの利用の廃止を行ったことに伴い発生する損害を含みます。）については、責任を負いません。</p> <p>カ 本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。</p> </td> </tr> </table>	データ容量シェア機能	当該料金月のデータ容量のうち前料金月に付与されたデータ容量を、代表契約者の指定する他の本契約者と共有して使用する機能をいいます。	1 契約ごとに	無料	備考	<p>ア 代表契約者とは、本契約者であって、本機能の利用申込時に指定する代表者のことをいいます。</p> <p>イ 本機能を利用するには、共有する他の本契約者の承諾が必要となります。</p> <p>ウ 共有する他の本契約者が、代表契約者と同一の契約者住所である場合に限り提供します。</p> <p>エ 共有できる本契約者（代表契約者を含みます。）の数は、個人の場合は10まで、法人の場合は200までとします。</p> <p>オ 本機能の利用開始の日は、代表契約者が指定する他の本契約者の承諾を受けた翌料金月の起算日からとなります。</p> <p>カ 本機能により共有できるデータ容量の使用期限は、当該料金月の末日までとします。</p> <p>キ 本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。</p>			電子メール機能	Fiimo モバイル通信サービス取扱局に設置される電子メール情報蓄積装置を利用して、電子メールの蓄積、再生または転送などを行う機能および当社が別に定めるウイルスチェック機能をいいます。	1 アドレス	無料	備考	<p>ア 当社は、1の契約者回線につき1のメールアドレスを割当てるものとし、1のメールアドレスに蓄積できる通信の情報量は200MBとします。</p> <p>イ 当社は、本契約に関する技術上または業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、メールアドレスを変更していただくことがあります。この場合、あらかじめそのことを本契約者に通知します。</p> <p>ウ 電子メールを蓄積できる期間は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>エ 本契約者が送信した電子メール（当社以外の者が割当てを行ったメールアドレスを使用するものを含みます。）について、他の電気通信事業者などから異義申し立てがあり、その本契約者からの電子メールの転送機能を継続して行うことについてFiimo モバイル通信サービスの提供に重大な支障があると認められるときは、当社は、その本契約者からの電子メールの転送を停止することがあります。</p> <p>オ 当社は、電子メールの利用に伴い発生する損害（カの規定により現に蓄積している情報の転送の停止もしくは消去または電子メールの利用の廃止を行ったことに伴い発生する損害を含みます。）については、責任を負いません。</p> <p>カ 本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。</p>			<p>Sプランに係る記載を追加</p>
データ容量シェア機能	当該料金月のデータ容量のうち前料金月に付与されたデータ容量を、代表契約者の指定する他の本契約者と共有して使用する機能をいいます。	1 契約ごとに	無料															
備考	<p>ア 代表契約者とは、本契約者であって、本機能の利用申込時に指定する代表者のことをいいます。</p> <p>イ 本機能を利用するには、共有する他の本契約者の承諾が必要となります。</p> <p>ウ 共有する他の本契約者が、代表契約者と同一の契約者住所である場合に限り提供します。</p> <p>エ 共有できる本契約者（代表契約者を含みます。）の数は、個人の場合は10まで、法人の場合は200までとします。</p> <p>オ 本機能の利用開始の日は、代表契約者が指定する他の本契約者の承諾を受けた翌料金月の起算日からとなります。</p> <p>カ 本機能により共有できるデータ容量の使用期限は、当該料金月の末日までとします。</p> <p>キ 本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。</p>																	
電子メール機能	Fiimo モバイル通信サービス取扱局に設置される電子メール情報蓄積装置を利用して、電子メールの蓄積、再生または転送などを行う機能および当社が別に定めるウイルスチェック機能をいいます。	1 アドレス	無料															
備考	<p>ア 当社は、1の契約者回線につき1のメールアドレスを割当てるものとし、1のメールアドレスに蓄積できる通信の情報量は200MBとします。</p> <p>イ 当社は、本契約に関する技術上または業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、メールアドレスを変更していただくことがあります。この場合、あらかじめそのことを本契約者に通知します。</p> <p>ウ 電子メールを蓄積できる期間は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>エ 本契約者が送信した電子メール（当社以外の者が割当てを行ったメールアドレスを使用するものを含みます。）について、他の電気通信事業者などから異義申し立てがあり、その本契約者からの電子メールの転送機能を継続して行うことについてFiimo モバイル通信サービスの提供に重大な支障があると認められるときは、当社は、その本契約者からの電子メールの転送を停止することがあります。</p> <p>オ 当社は、電子メールの利用に伴い発生する損害（カの規定により現に蓄積している情報の転送の停止もしくは消去または電子メールの利用の廃止を行ったことに伴い発生する損害を含みます。）については、責任を負いません。</p> <p>カ 本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。</p>																	

モバイル通信サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)																
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1469 247 1697 415">自動着信転送機能 (転送電話サービス)</td> <td data-bbox="1697 247 2142 415">その契約者回線に着信する通話を、あらかじめ指定された他の契約者回線等(当社が別に定めるものに限ります。)に、自動的に転送する機能をいいます。</td> <td data-bbox="2142 247 2318 415">1 契約ごとに</td> <td data-bbox="2318 247 2528 415">無料</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1697 415 1786 949">備考</td> <td colspan="3" data-bbox="1786 415 2528 949"> <p>ア 音声&データ通信タイプの契約者回線(当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。)に限り提供します。</p> <p>イ この機能により転送される通話の料金については、この機能を利用している契約者回線の契約者に支払っていただきます。</p> <p>ウ この機能を利用する場合において、転送が2回以上にわたる等通常と異なる利用態様となるときは、通話品質を保証できないことがあります。</p> <p>エ この機能を利用している契約者回線への通話及びこの機能により転送される通話については、電波が伝わりにくい等のため契約者回線に接続されている移動無線装置が在圏する地域を交換設備で確認できなかったときは、その直前に確認できた地域に在圏する移動無線装置との通話とみなしています。</p> <p>オ この機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1469 949 1697 1327">ウイルスチェック機能</td> <td data-bbox="1697 949 2142 1327">Fiimo モバイル通信サービスに係る情報蓄積装置を経由する電子メールに対して、コンピューターウイルス(通信やコンピューターなどの機能に妨害を与えるためのプログラムであって、当社が別に定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。)が含まれる場合において、当該コンピューターウイルスを検知および駆除または削除する機能をいいます。</td> <td data-bbox="2142 949 2318 1327">1 契約ごとに</td> <td data-bbox="2318 949 2528 1327">無料</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1697 1327 1786 1904">備考</td> <td colspan="3" data-bbox="1786 1327 2528 1904"> <p>ア 当社は、本機能に係るメールアドレスに送受信された電子メールに含まれるコンピューターウイルス(以下「ウイルス」といいます。)について、当社が別に定めるソフトウェアを用いてウイルスの検知および駆除または削除を行います。ただし、駆除または削除可能なウイルスは、ウイルスの検知および駆除または削除の実施時における、当社が別に定めるウイルスパターンファイル(コンピューターウイルスを検知するため、各々のウイルスの特徴をパターンとしてまとめたもの)により対応可能なウイルスとします。</p> <p>イ 本機能は、ウイルスチェックとして完全な機能を果たすことを保証するものではありません。</p> <p>ウ 当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>エ 当社の故意または重大な過失により生じた損害である場合は、ウの規定は適用しません。</p> <p>オ 本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。</p> </td> </tr> </table>	自動着信転送機能 (転送電話サービス)	その契約者回線に着信する通話を、あらかじめ指定された他の契約者回線等(当社が別に定めるものに限ります。)に、自動的に転送する機能をいいます。	1 契約ごとに	無料	備考	<p>ア 音声&データ通信タイプの契約者回線(当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。)に限り提供します。</p> <p>イ この機能により転送される通話の料金については、この機能を利用している契約者回線の契約者に支払っていただきます。</p> <p>ウ この機能を利用する場合において、転送が2回以上にわたる等通常と異なる利用態様となるときは、通話品質を保証できないことがあります。</p> <p>エ この機能を利用している契約者回線への通話及びこの機能により転送される通話については、電波が伝わりにくい等のため契約者回線に接続されている移動無線装置が在圏する地域を交換設備で確認できなかったときは、その直前に確認できた地域に在圏する移動無線装置との通話とみなしています。</p> <p>オ この機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>			ウイルスチェック機能	Fiimo モバイル通信サービスに係る情報蓄積装置を経由する電子メールに対して、コンピューターウイルス(通信やコンピューターなどの機能に妨害を与えるためのプログラムであって、当社が別に定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。)が含まれる場合において、当該コンピューターウイルスを検知および駆除または削除する機能をいいます。	1 契約ごとに	無料	備考	<p>ア 当社は、本機能に係るメールアドレスに送受信された電子メールに含まれるコンピューターウイルス(以下「ウイルス」といいます。)について、当社が別に定めるソフトウェアを用いてウイルスの検知および駆除または削除を行います。ただし、駆除または削除可能なウイルスは、ウイルスの検知および駆除または削除の実施時における、当社が別に定めるウイルスパターンファイル(コンピューターウイルスを検知するため、各々のウイルスの特徴をパターンとしてまとめたもの)により対応可能なウイルスとします。</p> <p>イ 本機能は、ウイルスチェックとして完全な機能を果たすことを保証するものではありません。</p> <p>ウ 当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>エ 当社の故意または重大な過失により生じた損害である場合は、ウの規定は適用しません。</p> <p>オ 本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。</p>			Sプランに係る記載を追加
自動着信転送機能 (転送電話サービス)	その契約者回線に着信する通話を、あらかじめ指定された他の契約者回線等(当社が別に定めるものに限ります。)に、自動的に転送する機能をいいます。	1 契約ごとに	無料															
備考	<p>ア 音声&データ通信タイプの契約者回線(当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。)に限り提供します。</p> <p>イ この機能により転送される通話の料金については、この機能を利用している契約者回線の契約者に支払っていただきます。</p> <p>ウ この機能を利用する場合において、転送が2回以上にわたる等通常と異なる利用態様となるときは、通話品質を保証できないことがあります。</p> <p>エ この機能を利用している契約者回線への通話及びこの機能により転送される通話については、電波が伝わりにくい等のため契約者回線に接続されている移動無線装置が在圏する地域を交換設備で確認できなかったときは、その直前に確認できた地域に在圏する移動無線装置との通話とみなしています。</p> <p>オ この機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>																	
ウイルスチェック機能	Fiimo モバイル通信サービスに係る情報蓄積装置を経由する電子メールに対して、コンピューターウイルス(通信やコンピューターなどの機能に妨害を与えるためのプログラムであって、当社が別に定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。)が含まれる場合において、当該コンピューターウイルスを検知および駆除または削除する機能をいいます。	1 契約ごとに	無料															
備考	<p>ア 当社は、本機能に係るメールアドレスに送受信された電子メールに含まれるコンピューターウイルス(以下「ウイルス」といいます。)について、当社が別に定めるソフトウェアを用いてウイルスの検知および駆除または削除を行います。ただし、駆除または削除可能なウイルスは、ウイルスの検知および駆除または削除の実施時における、当社が別に定めるウイルスパターンファイル(コンピューターウイルスを検知するため、各々のウイルスの特徴をパターンとしてまとめたもの)により対応可能なウイルスとします。</p> <p>イ 本機能は、ウイルスチェックとして完全な機能を果たすことを保証するものではありません。</p> <p>ウ 当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>エ 当社の故意または重大な過失により生じた損害である場合は、ウの規定は適用しません。</p> <p>オ 本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。</p>																	

モバイル通信サービス契約約款 新旧対照表

旧	新		備考(変更理由)	
	<p><u>留守番伝言機能</u> (留守番電話サービス)</p>	<p>以下の機能をいいます。 <u>1 その契約者回線に着信した通話のメッセージの蓄積または再生およびその契約者回線への着信に対してあらかじめ登録したメッセージの再生をする機能。</u> <u>2 本機能を提供するために当社(特定携帯電話事業者を含みます。)が設置する電気通信設備を用いて、蓄積したメッセージを音声ファイル(音声その他音響に係る情報をいいます。)に変換、蓄積し、データ通信によりその契約者回線に送信する機能(以下「蓄積メッセージ送信機能」といいます。)</u></p>	<p>1 契約ごとに 無料</p>	<p>Sプランに係る記載を追加</p>
	<p>備考</p>	<p><u>ア 音声&データ通信タイプの契約者回線(当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限り提供します。)</u> <u>イ 蓄積メッセージ送信機能は、当社が別に定める移動無線装置を利用している契約者回線に限り提供します。</u> <u>ウ 本機能を利用している移動無線装置への通話については、その通話を、その通話の発信元から留守番伝言機能を利用している移動無線装置への通話とみなして取り扱います。この場合、電波が伝わりにくい等のため、その移動無線装置が在圏する地域を確認できなかったときは、その直前に確認できた地域に在圏するものとみなして取り扱います。</u> <u>エ 蓄積または登録したメッセージもしくは音声ファイルは、当社が別に定める時間経過後、消去します。</u> <u>オ 当社は、本機能を利用した場合に生じたメッセージもしくは音声ファイルの破損もしくは滅失による損害または知り得た情報等に起因する損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負いません。</u> <u>カ 蓄積または登録できるメッセージもしくは音声ファイルの数、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。</u></p>		
	<p><u>グループ通話</u></p>	<p><u>通話中に端末設備の操作を行うことにより、その通話中の相手以外の契約者回線等との間で新たな通話を開始して、同時に最大六者間で通話ができるようにする機能をいいます。</u></p>	<p>1 契約ごとに 200円 (220円)</p>	
	<p>備考</p>	<p><u>ア 音声&データ通信タイプの契約者回線(当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限り提供します。)</u> <u>イ ナビダイヤルなど一部のサービスではご利用いただけない場合があります。</u> <u>ウ 通話料は発信者の負担となります。</u> <u>エ 一部の国と地域ではご利用いただけない場合があります。</u> <u>エ 本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。</u></p>		

モバイル通信サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)																								
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1469 247 1694 485"> <p><u>割込通話機能(割込通話)</u></p> </td> <td data-bbox="1694 247 2139 485"> <p>通話中に他の契約者回線等から着信があることを知らせ、端末設備の操作を行うことにより、現に通話中の通話を保留し、その着信に应答して通話を行った後、再び保留中の通話を行うことができるようにする機能をいいます。</p> </td> <td data-bbox="2139 247 2318 485"> <p>1 契約ごとに</p> </td> <td data-bbox="2318 247 2528 485"> <p>200 円 (220 円)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1469 485 1694 657"> <p>備考</p> </td> <td colspan="3" data-bbox="1694 485 2528 657"> <p>ア 音声&データ通信タイプの契約者回線(当社が別に定める移動無線装置を利用しているもの)に限り提供します。 イ 本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1469 657 1694 930"> <p><u>迷惑電話拒否機能(ナンバーブロック)</u></p> </td> <td data-bbox="1694 657 2139 930"> <p>その契約者回線に着信した通話(当社が別に定めるもの)について、その発信者の契約者回線の電話番号を当社が別に定める方法により登録し、その電話番号からの以後の着信に対しておことわりする旨の案内により自動的に应答する機能をいいます。</p> </td> <td data-bbox="2139 657 2318 930"> <p>1 契約ごとに</p> </td> <td data-bbox="2318 657 2528 930"> <p>100 円 (110 円)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1469 930 1694 1514"> <p>備考</p> </td> <td colspan="3" data-bbox="1694 930 2528 1514"> <p>ア 音声&データ通信タイプの契約者回線(当社が別に定める移動無線装置を利用しているもの)に限り提供します。 イ 当社は、現に登録中の電話番号からの着信に対しておことわりする旨の案内により自動的に应答する通話について着信した時刻から一定時間経過後、その通話を打ち切ります。 オ 本機能により应答する通話に関する料金については、第43条(通話料の支払義務)および第52条(相互接続通信の料金の取扱い)に規定する支払いを要する者が、支払っていただきます。 カ 当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、現に登録中の電話番号を消去することがあります。 キ 当社は、現に登録中の電話番号からの着信に対しておことわりする旨の案内を行うことに伴い発生する損害については、責任を負いません。 ク 本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1469 1514 1694 1728"> <p><u>端末安心サポート</u></p> </td> <td data-bbox="1694 1514 2139 1728"> <p>本契約者が当社から購入した当社端末機器に補償対象事故が生じた際に、本契約者のお申し出に基づき、本契約者に対して補償を行うサービスをいいます。</p> </td> <td data-bbox="2139 1514 2318 1728"> <p>1 契約ごとに</p> </td> <td data-bbox="2318 1514 2528 1728"> <p>380 円 (418 円)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1469 1728 1694 1837"> <p>備考</p> </td> <td colspan="3" data-bbox="1694 1728 2528 1837"> <p>ア 本サービスにおける提供条件については、当社端末安心サポート利用規約に定めるところによります。</p> </td> </tr> </table>	<p><u>割込通話機能(割込通話)</u></p>	<p>通話中に他の契約者回線等から着信があることを知らせ、端末設備の操作を行うことにより、現に通話中の通話を保留し、その着信に应答して通話を行った後、再び保留中の通話を行うことができるようにする機能をいいます。</p>	<p>1 契約ごとに</p>	<p>200 円 (220 円)</p>	<p>備考</p>	<p>ア 音声&データ通信タイプの契約者回線(当社が別に定める移動無線装置を利用しているもの)に限り提供します。 イ 本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。</p>			<p><u>迷惑電話拒否機能(ナンバーブロック)</u></p>	<p>その契約者回線に着信した通話(当社が別に定めるもの)について、その発信者の契約者回線の電話番号を当社が別に定める方法により登録し、その電話番号からの以後の着信に対しておことわりする旨の案内により自動的に应答する機能をいいます。</p>	<p>1 契約ごとに</p>	<p>100 円 (110 円)</p>	<p>備考</p>	<p>ア 音声&データ通信タイプの契約者回線(当社が別に定める移動無線装置を利用しているもの)に限り提供します。 イ 当社は、現に登録中の電話番号からの着信に対しておことわりする旨の案内により自動的に应答する通話について着信した時刻から一定時間経過後、その通話を打ち切ります。 オ 本機能により应答する通話に関する料金については、第43条(通話料の支払義務)および第52条(相互接続通信の料金の取扱い)に規定する支払いを要する者が、支払っていただきます。 カ 当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、現に登録中の電話番号を消去することがあります。 キ 当社は、現に登録中の電話番号からの着信に対しておことわりする旨の案内を行うことに伴い発生する損害については、責任を負いません。 ク 本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。</p>			<p><u>端末安心サポート</u></p>	<p>本契約者が当社から購入した当社端末機器に補償対象事故が生じた際に、本契約者のお申し出に基づき、本契約者に対して補償を行うサービスをいいます。</p>	<p>1 契約ごとに</p>	<p>380 円 (418 円)</p>	<p>備考</p>	<p>ア 本サービスにおける提供条件については、当社端末安心サポート利用規約に定めるところによります。</p>			<p>Sプランに係る記載を追加</p>
<p><u>割込通話機能(割込通話)</u></p>	<p>通話中に他の契約者回線等から着信があることを知らせ、端末設備の操作を行うことにより、現に通話中の通話を保留し、その着信に应答して通話を行った後、再び保留中の通話を行うことができるようにする機能をいいます。</p>	<p>1 契約ごとに</p>	<p>200 円 (220 円)</p>																							
<p>備考</p>	<p>ア 音声&データ通信タイプの契約者回線(当社が別に定める移動無線装置を利用しているもの)に限り提供します。 イ 本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。</p>																									
<p><u>迷惑電話拒否機能(ナンバーブロック)</u></p>	<p>その契約者回線に着信した通話(当社が別に定めるもの)について、その発信者の契約者回線の電話番号を当社が別に定める方法により登録し、その電話番号からの以後の着信に対しておことわりする旨の案内により自動的に应答する機能をいいます。</p>	<p>1 契約ごとに</p>	<p>100 円 (110 円)</p>																							
<p>備考</p>	<p>ア 音声&データ通信タイプの契約者回線(当社が別に定める移動無線装置を利用しているもの)に限り提供します。 イ 当社は、現に登録中の電話番号からの着信に対しておことわりする旨の案内により自動的に应答する通話について着信した時刻から一定時間経過後、その通話を打ち切ります。 オ 本機能により应答する通話に関する料金については、第43条(通話料の支払義務)および第52条(相互接続通信の料金の取扱い)に規定する支払いを要する者が、支払っていただきます。 カ 当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、現に登録中の電話番号を消去することがあります。 キ 当社は、現に登録中の電話番号からの着信に対しておことわりする旨の案内を行うことに伴い発生する損害については、責任を負いません。 ク 本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。</p>																									
<p><u>端末安心サポート</u></p>	<p>本契約者が当社から購入した当社端末機器に補償対象事故が生じた際に、本契約者のお申し出に基づき、本契約者に対して補償を行うサービスをいいます。</p>	<p>1 契約ごとに</p>	<p>380 円 (418 円)</p>																							
<p>備考</p>	<p>ア 本サービスにおける提供条件については、当社端末安心サポート利用規約に定めるところによります。</p>																									

モバイル通信サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)																								
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1466 247 1694 489">つながる端末保証 by Fiimo</td> <td data-bbox="1694 247 2139 489">本契約者にて準備した、本契約のS I Mカードを利用する端末機器に補償対象事故が生じた際に、本契約者のお申し出に基づき、本契約者に対して補償を行うサービスをいたします。 ただし、Fiimo IoT SIMにかかる契約者回線は除きます。</td> <td data-bbox="2139 247 2318 489">1 契約ごとに</td> <td data-bbox="2318 247 2528 489">500 円 (550 円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1466 489 1694 600">備考</td> <td colspan="3" data-bbox="1694 489 2528 600">ア 本サービスにおける提供条件については、つながる端末保証 by Fiimo 規約に定めるところによります。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1466 600 1694 842">トレンドマイクロ ウイルスバスター モバイル 月額版</td> <td data-bbox="1694 600 2139 842">トレンドマイクロ株式会社 (「トレンドマイクロ」) が提供するセキュリティソフトウェアのエンドユーザライセンス契約を当社を通じて販売するサービスをいたします。 ただし、Fiimo IoT SIMにかかる契約者回線は除きます。</td> <td data-bbox="2139 600 2318 842">1 ライセンス ごとに</td> <td data-bbox="2318 600 2528 842">270 円 (297 円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1466 842 1694 1115">備考</td> <td colspan="3" data-bbox="1694 842 2528 1115">ア 当社は、1 の端末につき、1 のサービスを提供します。 イ 本サービスにおいて、その他提供条件については、トレンドマイクロ株式会社と本契約者とのエンドユーザライセンス契約 (利用規約) に準じます。 ウ 当社は、本サービスの利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。 エ 当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、ウの規定は適用しません。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1466 1115 1694 1356">i-フィルター for マルチデバイス</td> <td data-bbox="1694 1115 2139 1356">本契約者の請求に基づき、青少年の育成のために不適切と判断される情報等のフィルタリングなどを提供するサービスをいたします。ただし、Fiimo IoT SIMにかかる契約者回線は除きます。</td> <td data-bbox="2139 1115 2318 1356">1 ライセンス ごとに</td> <td data-bbox="2318 1115 2528 1356">350 円 (385 円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1466 1356 1694 1467">備考</td> <td colspan="3" data-bbox="1694 1356 2528 1467">ア 本サービスにおける提供条件については、当社 i-フィルター for マルチデバイス利用規約に定めるところによります。</td> </tr> </table>	つながる端末保証 by Fiimo	本契約者にて準備した、本契約のS I Mカードを利用する端末機器に補償対象事故が生じた際に、本契約者のお申し出に基づき、本契約者に対して補償を行うサービスをいたします。 ただし、Fiimo IoT SIMにかかる契約者回線は除きます。	1 契約ごとに	500 円 (550 円)	備考	ア 本サービスにおける提供条件については、つながる端末保証 by Fiimo 規約に定めるところによります。			トレンドマイクロ ウイルスバスター モバイル 月額版	トレンドマイクロ株式会社 (「トレンドマイクロ」) が提供するセキュリティソフトウェアのエンドユーザライセンス契約を当社を通じて販売するサービスをいたします。 ただし、Fiimo IoT SIMにかかる契約者回線は除きます。	1 ライセンス ごとに	270 円 (297 円)	備考	ア 当社は、1 の端末につき、1 のサービスを提供します。 イ 本サービスにおいて、その他提供条件については、トレンドマイクロ株式会社と本契約者とのエンドユーザライセンス契約 (利用規約) に準じます。 ウ 当社は、本サービスの利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。 エ 当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、ウの規定は適用しません。			i-フィルター for マルチデバイス	本契約者の請求に基づき、青少年の育成のために不適切と判断される情報等のフィルタリングなどを提供するサービスをいたします。ただし、Fiimo IoT SIMにかかる契約者回線は除きます。	1 ライセンス ごとに	350 円 (385 円)	備考	ア 本サービスにおける提供条件については、当社 i-フィルター for マルチデバイス利用規約に定めるところによります。			Sプランに係る記載を追加
つながる端末保証 by Fiimo	本契約者にて準備した、本契約のS I Mカードを利用する端末機器に補償対象事故が生じた際に、本契約者のお申し出に基づき、本契約者に対して補償を行うサービスをいたします。 ただし、Fiimo IoT SIMにかかる契約者回線は除きます。	1 契約ごとに	500 円 (550 円)																							
備考	ア 本サービスにおける提供条件については、つながる端末保証 by Fiimo 規約に定めるところによります。																									
トレンドマイクロ ウイルスバスター モバイル 月額版	トレンドマイクロ株式会社 (「トレンドマイクロ」) が提供するセキュリティソフトウェアのエンドユーザライセンス契約を当社を通じて販売するサービスをいたします。 ただし、Fiimo IoT SIMにかかる契約者回線は除きます。	1 ライセンス ごとに	270 円 (297 円)																							
備考	ア 当社は、1 の端末につき、1 のサービスを提供します。 イ 本サービスにおいて、その他提供条件については、トレンドマイクロ株式会社と本契約者とのエンドユーザライセンス契約 (利用規約) に準じます。 ウ 当社は、本サービスの利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。 エ 当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、ウの規定は適用しません。																									
i-フィルター for マルチデバイス	本契約者の請求に基づき、青少年の育成のために不適切と判断される情報等のフィルタリングなどを提供するサービスをいたします。ただし、Fiimo IoT SIMにかかる契約者回線は除きます。	1 ライセンス ごとに	350 円 (385 円)																							
備考	ア 本サービスにおける提供条件については、当社 i-フィルター for マルチデバイス利用規約に定めるところによります。																									

モバイル通信サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)								
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1469 247 1697 388">5G通信オプション</td> <td data-bbox="1697 247 2142 388">特定携帯電話事業者が提供するソフトバンク 5G 通信サービスを Fiimo オプションとして提供するサービスを行います。</td> <td data-bbox="2142 247 2318 388">1 契約ごとに</td> <td data-bbox="2318 247 2528 388">200 円 (220 円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1469 388 1697 1444">備考</td> <td colspan="3" data-bbox="1697 388 2528 1444"> <p>ア 本オプションの利用申し込みにあたり、以下の条件を満たしていただく必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 当社との間で、Fiimo モバイル通信サービス契約約款に基づき、Fiimo 契約を締結されていること。 (2) Fiimo モバイル通信サービスの契約について、利用停止されていないこと。 (3) Fiimo モバイル通信サービスの利用料金その他支払債務をお支払期限内にお支払いいただいていること。 (4) 本オプションを 5G 回線未対応端末でご利用の場合、利用制限、または通信ができない場合があることを承諾いただくこと。 (5) 実際の通信速度は Fiimo 通信ネットワークの混雑状況等により左右されるため、Fiimo 通信サービスの混雑時間帯において、本オプションの利用により通信速度が改善するものではないことを承諾いただくこと。 <p>イ 前項各号の申込条件を満たしていただいている場合であっても、お客さまが以下のいずれかに該当するときは、当社はお客さまからの本オプションへの利用申込をお断りさせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 過去に本規約、Fiimo モバイル通信サービス契約約款に違反したことがある場合、または当社からサービス利用契約を解除されたことがある場合。 (2) その他当社が不適切と判断した場合。 <p>ウ 利用者は、利用料金として、サービス利用契約 1 契約につき料金表に定める月額料金を当社が別途指定する期日までに所定の方法により支払うものとします。</p> <p>エ 利用料金の課金開始は、利用契約の成立日 (Fiimo 契約と同時申込みの場合は、Fiimo 契約の利用開始日) とし、その利用日数に応じて日割します。</p> <p>オ 契約終了付きの利用料金は、その利用日数に応じて日割します。</p> </td> </tr> </table>	5G通信オプション	特定携帯電話事業者が提供するソフトバンク 5G 通信サービスを Fiimo オプションとして提供するサービスを行います。	1 契約ごとに	200 円 (220 円)	備考	<p>ア 本オプションの利用申し込みにあたり、以下の条件を満たしていただく必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 当社との間で、Fiimo モバイル通信サービス契約約款に基づき、Fiimo 契約を締結されていること。 (2) Fiimo モバイル通信サービスの契約について、利用停止されていないこと。 (3) Fiimo モバイル通信サービスの利用料金その他支払債務をお支払期限内にお支払いいただいていること。 (4) 本オプションを 5G 回線未対応端末でご利用の場合、利用制限、または通信ができない場合があることを承諾いただくこと。 (5) 実際の通信速度は Fiimo 通信ネットワークの混雑状況等により左右されるため、Fiimo 通信サービスの混雑時間帯において、本オプションの利用により通信速度が改善するものではないことを承諾いただくこと。 <p>イ 前項各号の申込条件を満たしていただいている場合であっても、お客さまが以下のいずれかに該当するときは、当社はお客さまからの本オプションへの利用申込をお断りさせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 過去に本規約、Fiimo モバイル通信サービス契約約款に違反したことがある場合、または当社からサービス利用契約を解除されたことがある場合。 (2) その他当社が不適切と判断した場合。 <p>ウ 利用者は、利用料金として、サービス利用契約 1 契約につき料金表に定める月額料金を当社が別途指定する期日までに所定の方法により支払うものとします。</p> <p>エ 利用料金の課金開始は、利用契約の成立日 (Fiimo 契約と同時申込みの場合は、Fiimo 契約の利用開始日) とし、その利用日数に応じて日割します。</p> <p>オ 契約終了付きの利用料金は、その利用日数に応じて日割します。</p>			Sプランに係る記載を追加
5G通信オプション	特定携帯電話事業者が提供するソフトバンク 5G 通信サービスを Fiimo オプションとして提供するサービスを行います。	1 契約ごとに	200 円 (220 円)							
備考	<p>ア 本オプションの利用申し込みにあたり、以下の条件を満たしていただく必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 当社との間で、Fiimo モバイル通信サービス契約約款に基づき、Fiimo 契約を締結されていること。 (2) Fiimo モバイル通信サービスの契約について、利用停止されていないこと。 (3) Fiimo モバイル通信サービスの利用料金その他支払債務をお支払期限内にお支払いいただいていること。 (4) 本オプションを 5G 回線未対応端末でご利用の場合、利用制限、または通信ができない場合があることを承諾いただくこと。 (5) 実際の通信速度は Fiimo 通信ネットワークの混雑状況等により左右されるため、Fiimo 通信サービスの混雑時間帯において、本オプションの利用により通信速度が改善するものではないことを承諾いただくこと。 <p>イ 前項各号の申込条件を満たしていただいている場合であっても、お客さまが以下のいずれかに該当するときは、当社はお客さまからの本オプションへの利用申込をお断りさせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 過去に本規約、Fiimo モバイル通信サービス契約約款に違反したことがある場合、または当社からサービス利用契約を解除されたことがある場合。 (2) その他当社が不適切と判断した場合。 <p>ウ 利用者は、利用料金として、サービス利用契約 1 契約につき料金表に定める月額料金を当社が別途指定する期日までに所定の方法により支払うものとします。</p> <p>エ 利用料金の課金開始は、利用契約の成立日 (Fiimo 契約と同時申込みの場合は、Fiimo 契約の利用開始日) とし、その利用日数に応じて日割します。</p> <p>オ 契約終了付きの利用料金は、その利用日数に応じて日割します。</p>									

モバイル通信サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)																					
	<p>(2) Fiimo おトクでんわ</p> <table border="1" data-bbox="1469 283 2546 892"> <tr> <td data-bbox="1469 283 1697 892" rowspan="7"> <u>Fiimo おトクでんわ</u> 本契約者が指定する携帯電話サービスの電話番号をあらかじめ当社の電気通信設備に登録(以下、「登録電話番号」)し、その登録電話番号から通信の相手先に係る加入電話サービス等(当社が別に定めるものに限ります)の電話番号に当社が付与した番号(0037-692とします。)を前置して行う通信を、当社の装置にいったん着信させた後に接続する機能をいいます。 </td> <td data-bbox="1697 283 2050 359">1 契約ごとに</td> <td data-bbox="2050 283 2546 359">無料</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1697 359 2050 455">利用料</td> <td data-bbox="2050 359 2546 455">下記料金表参照</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1697 455 2050 569">通話パック 30 (最大30分間 通話可能)</td> <td data-bbox="2050 455 2546 569">500 円/月 (550 円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1697 569 2050 682">通話パック 45 (最大45分間 通話可能)</td> <td data-bbox="2050 569 2546 682">720 円/月 (792 円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1697 682 2279 749">10分かけ放題 (10分以内の国内通話が何度でも可能)</td> <td data-bbox="2279 682 2546 749">個人 850 円/月 (935 円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1697 749 2279 821"></td> <td data-bbox="2279 749 2546 821">法人 1,500 円/月 (1,650 円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1697 821 2546 892">かけ放題 (国内通話が何度でも可能)</td> <td data-bbox="2050 821 2546 892">2,500 円/月 (2,750 円)</td> </tr> </table> <p data-bbox="1697 892 2546 1470"> <u>備考</u> ア 音声&データ通信タイプの契約者回線(当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。)に限り提供します。 イ この機能により応答する通話に関する料金については、この機能を利用している契約者に支払っていただきます。 ウ 通話パック30及び通話パック45は、申込月の翌月より提供します。ただし、Fiimo モバイル通信サービスの提供を開始した日が申込月の翌月の場合は、申込月の翌々月より提供します。 エ 通話パック30及び通話パック45は、その料金の日割りは行いません。 オ 10分かけ放題の申込みがFiimo モバイル通信サービスと同時ではない場合、申込月の翌月より提供します。 カ かけ放題の申込みがFiimo モバイル通信サービスと同時ではない場合、申込月の翌月より提供します。 キ かけ放題の申込みは、個人契約のみとなります。 ク 本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。 </p> <p data-bbox="1469 1501 2546 1575"> <u>ア 加入電話サービス、IP電話サービス、携帯電話サービス、PHSサービスへの通信に係るもの</u> </p> <table border="1" data-bbox="1469 1575 2546 1669"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>料金額(税込価格)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用料</td> <td>30秒までごとに</td> <td>10円(11円)</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1469 1753 1697 1795">(エ) 閉域網接続機能</p>	<u>Fiimo おトクでんわ</u> 本契約者が指定する携帯電話サービスの電話番号をあらかじめ当社の電気通信設備に登録(以下、「登録電話番号」)し、その登録電話番号から通信の相手先に係る加入電話サービス等(当社が別に定めるものに限ります)の電話番号に当社が付与した番号(0037-692とします。)を前置して行う通信を、当社の装置にいったん着信させた後に接続する機能をいいます。	1 契約ごとに	無料	利用料	下記料金表参照	通話パック 30 (最大30分間 通話可能)	500 円/月 (550 円)	通話パック 45 (最大45分間 通話可能)	720 円/月 (792 円)	10分かけ放題 (10分以内の国内通話が何度でも可能)	個人 850 円/月 (935 円)		法人 1,500 円/月 (1,650 円)	かけ放題 (国内通話が何度でも可能)	2,500 円/月 (2,750 円)	区分	単位	料金額(税込価格)	利用料	30秒までごとに	10円(11円)	<p>Sプランに係る記載を追加</p>
<u>Fiimo おトクでんわ</u> 本契約者が指定する携帯電話サービスの電話番号をあらかじめ当社の電気通信設備に登録(以下、「登録電話番号」)し、その登録電話番号から通信の相手先に係る加入電話サービス等(当社が別に定めるものに限ります)の電話番号に当社が付与した番号(0037-692とします。)を前置して行う通信を、当社の装置にいったん着信させた後に接続する機能をいいます。	1 契約ごとに		無料																				
	利用料		下記料金表参照																				
	通話パック 30 (最大30分間 通話可能)		500 円/月 (550 円)																				
	通話パック 45 (最大45分間 通話可能)		720 円/月 (792 円)																				
	10分かけ放題 (10分以内の国内通話が何度でも可能)		個人 850 円/月 (935 円)																				
			法人 1,500 円/月 (1,650 円)																				
	かけ放題 (国内通話が何度でも可能)	2,500 円/月 (2,750 円)																					
区分	単位	料金額(税込価格)																					
利用料	30秒までごとに	10円(11円)																					

モバイル通信サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)																																								
<p>第3 通話料 2 料金額</p> <p>2-1 通常通話に係るもの</p> <p>2-1-1 2-1-2から2-1-3以外のもの (1) Aプランに係るもの</p> <table border="1" data-bbox="261 506 1288 621"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通話料</td> <td>LTE約款、WIN約款およびau (5G) 約款において定められた額と同額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) Dプランに係るもの</p> <table border="1" data-bbox="261 695 1288 810"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通話料</td> <td>FOMA約款、Xi約款およびドコモ (5G) 約款において定められた額と同額</td> </tr> </tbody> </table> <p>2-1-2 電話番号案内接続に係るもの (1) Aプランに係るもの</p> <table border="1" data-bbox="261 957 1288 1073"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電話番号案内料および通話料</td> <td>LTE約款、WIN約款およびau (5G) 約款において定められた額と同額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) Dプランに係るもの</p> <table border="1" data-bbox="261 1146 1288 1262"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電話番号案内料および通話料</td> <td>FOMA約款、Xi約款およびドコモ (5G) 約款において定められた額と同額</td> </tr> </tbody> </table>	区分	料金額	通話料	LTE約款、WIN約款およびau (5G) 約款において定められた額と同額	区分	料金額	通話料	FOMA約款、Xi約款およびドコモ (5G) 約款において定められた額と同額	区分	料金額	電話番号案内料および通話料	LTE約款、WIN約款およびau (5G) 約款において定められた額と同額	区分	料金額	電話番号案内料および通話料	FOMA約款、Xi約款およびドコモ (5G) 約款において定められた額と同額	<p>第3 通話料 2 料金額</p> <p>2-1 通常通話に係るもの</p> <p>2-1-1 2-1-2から2-1-3以外のもの (1) Aプランに係るもの</p> <table border="1" data-bbox="1501 506 2528 621"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通話料</td> <td>LTE約款、WIN約款およびau (5G) 約款において定められた額と同額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) Dプランに係るもの</p> <table border="1" data-bbox="1501 695 2528 810"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通話料</td> <td>FOMA約款、Xi約款およびドコモ (5G) 約款において定められた額と同額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) Sプランに係るもの</p> <table border="1" data-bbox="1501 884 2528 999"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通話料</td> <td>3G通信サービス約款、4G通信サービス約款およびソフトバンク (5G) 約款において定められた額と同額</td> </tr> </tbody> </table> <p>2-1-2 電話番号案内接続に係るもの (1) Aプランに係るもの</p> <table border="1" data-bbox="1501 1146 2528 1262"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電話番号案内料および通話料</td> <td>LTE約款、WIN約款およびau (5G) 約款において定められた額と同額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) Dプランに係るもの</p> <table border="1" data-bbox="1501 1335 2528 1451"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電話番号案内料および通話料</td> <td>FOMA約款、Xi約款およびドコモ (5G) 約款において定められた額と同額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) Sプランに係るもの</p> <table border="1" data-bbox="1501 1524 2528 1640"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電話番号案内料および通話料</td> <td>3G通信サービス約款、4G通信サービス約款およびソフトバンク (5G) 約款において定められた額と同額</td> </tr> </tbody> </table>	区分	料金額	通話料	LTE約款、WIN約款およびau (5G) 約款において定められた額と同額	区分	料金額	通話料	FOMA約款、Xi約款およびドコモ (5G) 約款において定められた額と同額	区分	料金額	通話料	3G通信サービス約款、4G通信サービス約款およびソフトバンク (5G) 約款において定められた額と同額	区分	料金額	電話番号案内料および通話料	LTE約款、WIN約款およびau (5G) 約款において定められた額と同額	区分	料金額	電話番号案内料および通話料	FOMA約款、Xi約款およびドコモ (5G) 約款において定められた額と同額	区分	料金額	電話番号案内料および通話料	3G通信サービス約款、4G通信サービス約款およびソフトバンク (5G) 約款において定められた額と同額	<p>Sプランに係る記載を追加</p> <p>Sプランに係る記載を追加</p>
区分	料金額																																									
通話料	LTE約款、WIN約款およびau (5G) 約款において定められた額と同額																																									
区分	料金額																																									
通話料	FOMA約款、Xi約款およびドコモ (5G) 約款において定められた額と同額																																									
区分	料金額																																									
電話番号案内料および通話料	LTE約款、WIN約款およびau (5G) 約款において定められた額と同額																																									
区分	料金額																																									
電話番号案内料および通話料	FOMA約款、Xi約款およびドコモ (5G) 約款において定められた額と同額																																									
区分	料金額																																									
通話料	LTE約款、WIN約款およびau (5G) 約款において定められた額と同額																																									
区分	料金額																																									
通話料	FOMA約款、Xi約款およびドコモ (5G) 約款において定められた額と同額																																									
区分	料金額																																									
通話料	3G通信サービス約款、4G通信サービス約款およびソフトバンク (5G) 約款において定められた額と同額																																									
区分	料金額																																									
電話番号案内料および通話料	LTE約款、WIN約款およびau (5G) 約款において定められた額と同額																																									
区分	料金額																																									
電話番号案内料および通話料	FOMA約款、Xi約款およびドコモ (5G) 約款において定められた額と同額																																									
区分	料金額																																									
電話番号案内料および通話料	3G通信サービス約款、4G通信サービス約款およびソフトバンク (5G) 約款において定められた額と同額																																									

モバイル通信サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)																														
<p>2-1-3 SMS機能に係るもの</p>	<p>2-1-3 SMS機能に係るもの</p> <p>(3) Sプランに係るもの</p> <p>ア イ以外のもの</p> <table border="1" data-bbox="1504 359 2555 1066"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>料金種別</th> <th>料金額(税込価格)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">通話料</td> <td rowspan="10">1送信ごとに</td> <td>1～70文字 (半角英数字のみの場合1～160文字)</td> <td>3円(3.3円)</td> </tr> <tr> <td>71～134文字 (半角英数字のみの場合161～306文字)</td> <td>6円(6.6円)</td> </tr> <tr> <td>135～201文字 (半角英数字のみの場合307～459文字)</td> <td>9円(9.9円)</td> </tr> <tr> <td>202～268文字 (半角英数字のみの場合460～612文字)</td> <td>12円(13.2円)</td> </tr> <tr> <td>269～335文字 (半角英数字のみの場合613～765文字)</td> <td>15円(16.5円)</td> </tr> <tr> <td>336～402文字 (半角英数字のみの場合766～918文字)</td> <td>18円(19.8円)</td> </tr> <tr> <td>403～469文字 (半角英数字のみの場合919～1071文字)</td> <td>21円(23.1円)</td> </tr> <tr> <td>470～536文字 (半角英数字のみの場合1072～1224文字)</td> <td>24円(26.4円)</td> </tr> <tr> <td>537～603文字 (半角英数字のみの場合1225～1337文字)</td> <td>27円(29.7円)</td> </tr> <tr> <td>604～670文字 (半角英数字のみの場合1338～1530文字)</td> <td>30円(33円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 国際SMS送信に係るもの</p> <table border="1" data-bbox="1504 1178 2555 1289"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>料金額(免税)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通話料</td> <td>3G通信サービス約款、4G通信サービス約款およびソフトバンク(5G)約款において定められた額と同額</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	料金種別	料金額(税込価格)	通話料	1送信ごとに	1～70文字 (半角英数字のみの場合1～160文字)	3円(3.3円)	71～134文字 (半角英数字のみの場合161～306文字)	6円(6.6円)	135～201文字 (半角英数字のみの場合307～459文字)	9円(9.9円)	202～268文字 (半角英数字のみの場合460～612文字)	12円(13.2円)	269～335文字 (半角英数字のみの場合613～765文字)	15円(16.5円)	336～402文字 (半角英数字のみの場合766～918文字)	18円(19.8円)	403～469文字 (半角英数字のみの場合919～1071文字)	21円(23.1円)	470～536文字 (半角英数字のみの場合1072～1224文字)	24円(26.4円)	537～603文字 (半角英数字のみの場合1225～1337文字)	27円(29.7円)	604～670文字 (半角英数字のみの場合1338～1530文字)	30円(33円)	区分	料金額(免税)	通話料	3G通信サービス約款、4G通信サービス約款およびソフトバンク(5G)約款において定められた額と同額	<p>Sプランに係る記載を追加</p>
区分	単位	料金種別	料金額(税込価格)																													
通話料	1送信ごとに	1～70文字 (半角英数字のみの場合1～160文字)	3円(3.3円)																													
		71～134文字 (半角英数字のみの場合161～306文字)	6円(6.6円)																													
		135～201文字 (半角英数字のみの場合307～459文字)	9円(9.9円)																													
		202～268文字 (半角英数字のみの場合460～612文字)	12円(13.2円)																													
		269～335文字 (半角英数字のみの場合613～765文字)	15円(16.5円)																													
		336～402文字 (半角英数字のみの場合766～918文字)	18円(19.8円)																													
		403～469文字 (半角英数字のみの場合919～1071文字)	21円(23.1円)																													
		470～536文字 (半角英数字のみの場合1072～1224文字)	24円(26.4円)																													
		537～603文字 (半角英数字のみの場合1225～1337文字)	27円(29.7円)																													
		604～670文字 (半角英数字のみの場合1338～1530文字)	30円(33円)																													
区分	料金額(免税)																															
通話料	3G通信サービス約款、4G通信サービス約款およびソフトバンク(5G)約款において定められた額と同額																															

モバイル通信サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)																				
<p>2-2 国際通話に係るもの</p> <p>(1) Aプランに係るもの</p> <table border="1" data-bbox="264 321 1305 436"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>料金額(免税)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通話料</td> <td>LTE約款、WIN約款およびau(5G)約款において定められた額と同額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) Dプランに係るもの</p> <table border="1" data-bbox="264 548 1305 663"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>料金額(免税)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通話料</td> <td>FOMA約款、Xi約款およびドコモ(5G)約款において定められた額と同額</td> </tr> </tbody> </table>	区分	料金額(免税)	通話料	LTE約款、WIN約款およびau(5G)約款において定められた額と同額	区分	料金額(免税)	通話料	FOMA約款、Xi約款およびドコモ(5G)約款において定められた額と同額	<p>2-2 国際通話に係るもの</p> <p>(1) Aプランに係るもの</p> <table border="1" data-bbox="1501 321 2543 436"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>料金額(免税)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通話料</td> <td>LTE約款、WIN約款およびau(5G)約款において定められた額と同額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) Dプランに係るもの</p> <table border="1" data-bbox="1501 548 2543 663"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>料金額(免税)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通話料</td> <td>FOMA約款、Xi約款およびドコモ(5G)約款において定められた額と同額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) Sプランに係るもの</p> <table border="1" data-bbox="1501 737 2543 852"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>料金額(免税)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通話料</td> <td>3G通信サービス約款、4G通信サービス約款およびソフトバンク(5G)約款において定められた額と同額</td> </tr> </tbody> </table>	区分	料金額(免税)	通話料	LTE約款、WIN約款およびau(5G)約款において定められた額と同額	区分	料金額(免税)	通話料	FOMA約款、Xi約款およびドコモ(5G)約款において定められた額と同額	区分	料金額(免税)	通話料	3G通信サービス約款、4G通信サービス約款およびソフトバンク(5G)約款において定められた額と同額	
区分	料金額(免税)																					
通話料	LTE約款、WIN約款およびau(5G)約款において定められた額と同額																					
区分	料金額(免税)																					
通話料	FOMA約款、Xi約款およびドコモ(5G)約款において定められた額と同額																					
区分	料金額(免税)																					
通話料	LTE約款、WIN約款およびau(5G)約款において定められた額と同額																					
区分	料金額(免税)																					
通話料	FOMA約款、Xi約款およびドコモ(5G)約款において定められた額と同額																					
区分	料金額(免税)																					
通話料	3G通信サービス約款、4G通信サービス約款およびソフトバンク(5G)約款において定められた額と同額																					

モバイル通信サービス契約約款 新旧対照表

別紙

旧	新	備考(変更理由)
	<p>附 則</p> <p><u>(実施期日)</u></p> <p>1 この改正約款は、2021年12月1日から実施します。</p>	